

## 第2編 震災編

### 第1章 災害予防計画

第1節	災害予防計画の基本方針	51
第2節	都市の防災構造化及び防災拠点機能の充実・強化	53
第3節	地盤の液状化災害の予防	58
第4節	地震火災の防止及び土砂災害の予防	60
第5節	防災活動体制の整備	64
第6節	動員体制の整備	67
第7節	災害情報等の収集報告体制の整備	69
第8節	災害通信体制の整備	71
第9節	災害広報体制の整備	74
第10節	災害救助法等への習熟	76
第11節	避難活動体制の整備及び孤立集落の予防	77
第12節	救出体制の整備	82
第13節	緊急輸送体制の整備	84
第14節	食料供給・備蓄体制の整備	86
第15節	給水体制の整備	88
第16節	被服等生活必需物資供給体制の整備	90
第17節	医療救護体制の整備	92
第18節	防疫・保健衛生体制の整備	94
第19節	廃棄物処理体制の整備	95
第20節	災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備	97
第21節	自主防災体制の整備	100
第22節	要配慮者の安全確保と体制の整備	103
第23節	防災訓練	107
第24節	防災教育・研修	110



# 第1節 災害予防計画の基本方針

## 1 目的

災害予防計画とは、災害の発生を未然に防止するための計画をいう。災害による被害を最小限にとどめるためには、的確な災害予防計画の策定が不可欠である。

本市の災害予防計画は、以下の3つの視点を重視して策定するものとする。

(1) 地震に強い安心安全なまちづくり

建築物や公共施設の耐震化、老朽木造住宅密集市街地の解消、地盤の液状化や土砂災害の予防対策等により、地震に強い安心安全なまちづくりを進めていくことが必要となる。

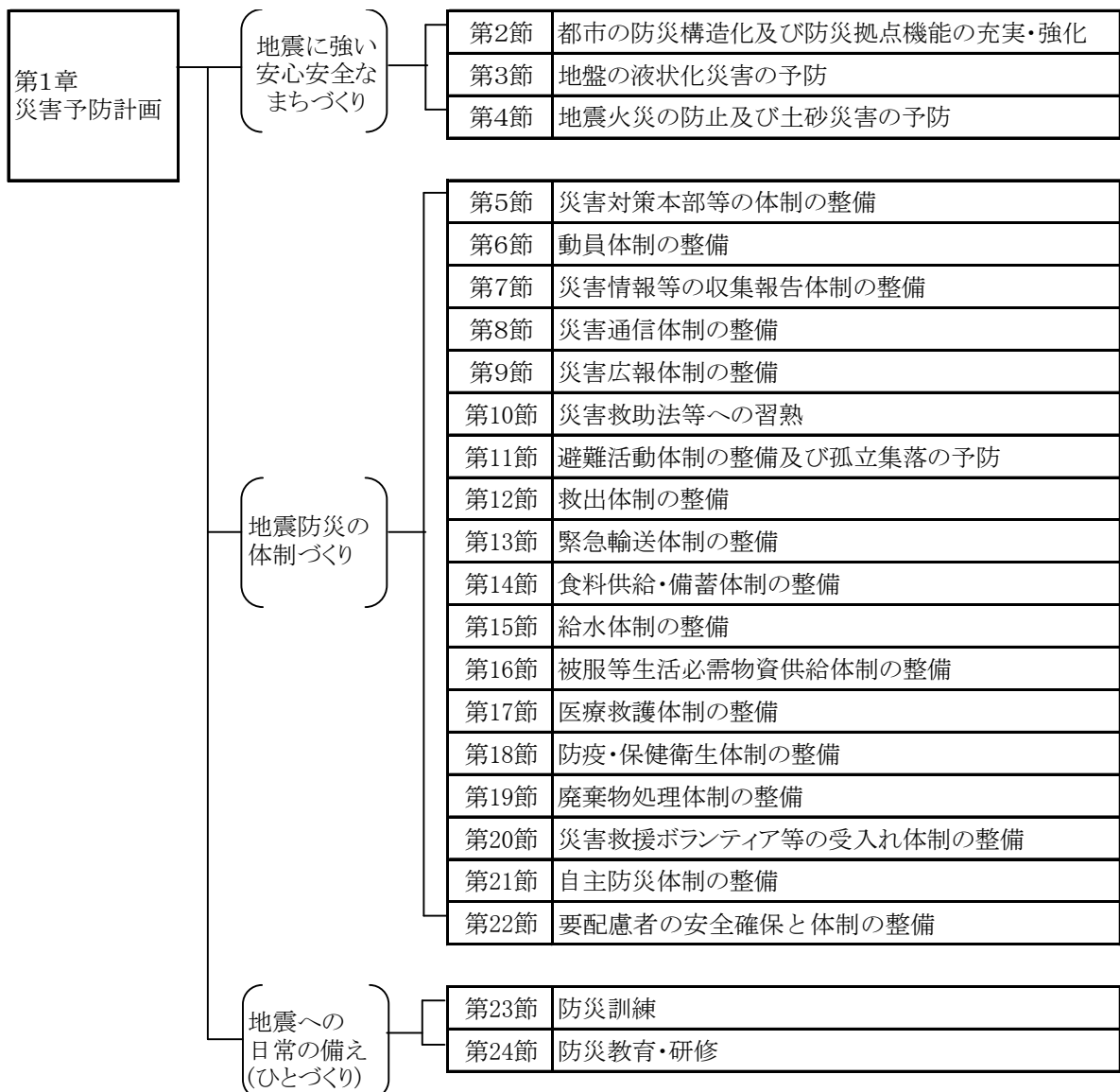
(2) 地震防災の体制づくり

災害対策本部を中心とする指揮系統の整備をはじめ、情報収集・伝達、緊急通信・輸送、被災者の救出・医療救護、避難・生活支援など、地震防災への体制づくりが必要となる。

(3) 地震への日常の備え（ひとづくり）

防災教育・訓練等による防災行動力の向上を図るなど、災害への日頃の備えが必要である。

[災害予防計画の体系]



## 2 目標

第1編総則第4章「対象災害の想定」で算定した想定被害量を減少させることを目標とし、年次計画(目標)を立てて、建築物の耐震化、道路の拡張、防火水槽等消防水利の整備充実、地域への救助資機材の整備等、より安心安全なまちづくりを進めるものとする。

## 第2節 都市の防災構造化及び防災拠点機能の充実・強化

担当課	都市建設課、上下水道課
-----	-------------

### 1 目的

小矢部市域の地形地盤条件に配慮し、地震災害等に強い都市構造の建設を進める。

### 2 方策

- |    |  |
|----|--|
| 方策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震、耐火建築物の建築促進</li> <li>・防災拠点機能の充実・強化及び公共施設の耐震対策の推進</li> <li>・公共土木施設（道路・橋梁）の耐震性の強化</li> <li>・公園、緑地、緑道等の整備</li> <li>・市街地開発事業による整備</li> <li>・広幅員道路の整備</li> <li>・都市用水対策</li> <li>・落下物対策</li> <li>・ブロック塀対策</li> <li>・防災マップの作成等</li> <li>・農業用排水施設の整備</li> <li>・ライフライン施設の安全性強化</li> </ul> |
|----|--|

### 3 耐震、耐火建築物の建築促進

都市の不燃化及び耐震化を促進するため、民間建築物の耐震診断の促進等により、耐震、耐火の建築が普及するよう、関係機関と協力して取り組む。

(1) 防災地域等の指定

都市の密集市街地において火災を防除するため、都市計画法による防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行っている（本市は、準防火地域の指定はしていない）。今後も、消防署と連携をとり、都市化の動向と公共施設の整備状況を見ながら、適切に防火・準防火地域の区域設定を行い、的確な建築物の指導に努める。

(2) 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置が講じられているところである。今後とも、大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物について、防災上の各種の措置の徹底を建築士、施工者に指導していく。

(3) 学校施設、社会体育施設等の耐震性確保

東日本大震災における地振動による建物の被害は、構造体のみならず、天井材や照明器具、内・外装材の落下など非構造部材にまで及び、人命も失われた。学校施設についても多数が被災し、屋内運動場の天井材が全面的に崩落し生徒が負傷するなど人的被害が生じた例もあった。

こうしたことから、避難施設となる学校体育館（社会体育施設）等、大規模空間を持つ建造物については天井崩落防止対策の強化に努める。

(4) 社会福祉施設の耐震性確保

要配慮者（高齢者、身体障害者・児、乳幼児等）が入（通）所している社会福祉施設が地震によって大きな被害を受けると、要配慮者を中心に多くの人的被害が発生することになる。そこで、これらの施設の耐震診断及び耐震改修等を実施又は指導し、被害の未然防止に努める。

## (5) 一般住宅の耐震性の向上

阪神・淡路大震災では、古い木造家屋を中心に多くの住宅が被害を受けた。そこで、市民への住宅の耐震補強に関する市民への啓発に努めるとともに、市民からの相談を積極的に受ける体制を整える。

また、県と連携して、住宅の耐震化を行おうとする者に対し、補助や融資などの支援を行い、住宅の耐震改修を促進する。

【一般住宅の耐震化に係る補助及び融資制度】・・・資料編「15-2」

## (6) 「特定建築物」の耐震診断、耐震改修の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が平成7年12月に施行され、学校、体育館、病院、百貨店、事務所、店舗等多数の者が利用する建築物のうち、階数が3以上で、床面積の合計が1,000㎡以上の「特定建築物」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられた。

市は、県と連携し、管内特定建築物の耐震診断、耐震改修の的確な実施を確保するため、必要があると認めるときは、国土交通省の定める指針を勘案して、特定建築物の所有者に対し必要な指導、助言、指示を行う。また東日本大震災においてクローズアップされた天井崩落防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策についても必要な指導、助言等を行う。

また、緊急通行確保路線等沿いにあり、倒壊により緊急輸送に支障を及ぼすおそれのある建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修、看板・自動販売機等の落下・転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止について啓発を図るとともに、建築物の耐震改修をしようとする者が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく改修計画の認定を申請した場合、耐震関係規定等に適合しているときは認定を行う。

## 4 防災拠点機能の充実・強化及び公共施設の耐震対策の推進

## (1) 防災拠点となる重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

市庁舎、防災センター、クロスランドおやべ、総合保健福祉センターなどの重要防災基幹施設は、震災等の災害時における応急対策活動の拠点となる。

このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。

特に、市庁舎に関しては、次の機能を有するものとし、新庁舎整備の際に考慮する。

- ① 72時間以上の機能維持が可能な非常電源、飲料水等
- ② 災害対策室、応援関係機関対策室等の十分な災害時スペース
- ③ 大地震時、浸水時でも機能維持可能な堅牢な構造

## (2) 公共施設等の堅牢化・安全化

消防施設、医療機関、災害応急活動等の拠点となる学校等、防災上重要な公共施設について、施設の堅牢化・安全化を図るとともにその機能の充実・強化を図る必要がある。

市は、その有する公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、起債制度等を活用し防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

## 5 公共土木施設（道路・橋梁）の耐震性の強化

公共土木施設のうち道路は防火帯としての役割を果たす等、災害予防上重要な施設である。また、道路や橋梁の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすことになる。

このため、道路・橋梁のバランスのとれた整備促進に努めるとともに、耐震性強化を推進する。

既存の道路・橋梁については、地震時においてもその機能を発揮できるよう、交通ネットワーク上の重要度、老朽度等を考慮しつつ、計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

## 6 公園、緑地、緑道等の整備

公園、緑地、緑道などは、平常時においては、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には、重要な緊急避難場所、避難路となるとともに、防火性能の高い植樹等の場合は、延焼防止機能も期待できる。

さらに、応急救急活動、物資集積等の基地として、又ヘリポートとしても活用することができるなど、重要な防災施設・空間であり、その位置等については、これらの点を十分配慮するものとする。

【市内の都市計画公園・その他の公園】・・・資料編「2-1」

## 7 市街地開発事業による整備

狭隘な密集した既成市街地の街路を広げ、公園を造り、併せて防災設備の整った建物を建設して土地の合理的な高度利用を進め、防災防火に対処するものとする。また、防災上や居住環境上の課題を抱える老朽住宅などの密集市街地において、優良な住宅の供給、防災性の向上、居住環境の整備などを促進するために老朽建築物などの除却、建替えと地区施設の整備などを総合的に行う「密集住宅市街地整備促進事業」の活用についても検討していくものとする。

なお、今後、新規の市街地再開発事業を行う場合は、関係機関と連携し、延焼遮断帯を整備し、防災ブロックを形成し、防災機能の向上を図るものとする

ア 都市計画区域

【小矢部市の都市計画区域】・・・資料編「2-2」

イ 市街地再開発促進区域

【小矢部市の市街地開発促進区域】・・・資料編「2-3」

ウ 土地区画整理事業

【小矢部市の土地区画整理事業】・・・資料編「2-4」

エ 市街地再開発事業

【小矢部市の市街地再開発事業】・・・資料編「2-5」

## 8 広幅員道路の整備

道路は、延焼防止等防災空間としての役割を有するため、道路の整備に当たっては、十分な幅員を確保した広幅員道路の整備に努めるものとする。

## 9 都市用水対策

地震による災害時には、上水道の機能破壊は当然予想されるので、飲料水を賄うことのできる地下水源を保全するとともに、非常用貯水槽を適宜配置し、災害時の飲料水の確保に努めるものとする。

## 10 落下物対策

都市の高層化・過密化の進展により、地震発生時には、次のような多くの落下物や障害物が予想される。

ア ビル落下物

(例) 窓ガラス、外装材(タイル等)、屋外広告物、高架水槽、エアコン室外機

イ 屋内での落下物

(例) 照明器具、棚上の荷物、家具転倒

ウ 道路

(例) 自動販売機、放置自転車、突き出し商品、ブロック塀

そのため、以下の対策を行うものとする。

各関係課	落下危険物の実態把握
消防署、 総務課	家具等の転倒の事前防止措置及び地震発生時の的確な対応について各種 広報媒体を通じて積極的にPRする。

施設管理者	強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、物品等の倒壊防止、蛍光管の散乱防止等の対策実施に努める。
教育委員会	市立小中学校の窓ガラスの強化ガラス化を推進する。
産業建設部、警察署	不法に設置された自動販売機、不法に路上を占有している放置自転車や陳列商品（突き出し商品）等について事前指導やPRを行うとともに、道路パトロール車による巡回指導、警察署と合同による指導取締りを実施する。

## 11 ブロック塀対策

宮城県沖地震や千葉県東方沖地震ではブロック塀の倒壊により多くの死傷者を出し、新たな災害要因として危険性が注目された。さらには、避難、消防、救援活動の障害にもなることから、その安全対策が求められている。

### (1) 実態調査、改修指導

ブロック塀等の実態調査を行い、危険度が高いと評価された塀等の所有者に対し、調査内容の通知と改善の依頼を行う。

【ブロック塀の実態調査方法】・・・資料編「2-6」

### (2) 生け垣、フェンス化の推進

都市建設課	市民に対し、生け垣化、フェンス化を積極的に啓発・推進する。
公共施設管理者	市の公共施設にあるブロック塀、万年塀等について補強や改修、フェンス化、生け垣化等を進める。

#### 【生け垣、フェンス化の推進方法】

次の個所を、積極的に推進する。

- ① 通学路沿い
- ② 道路の幅を越える高さ塀等のあるところ
- ③ 車道と歩道の区別のある道路で、歩道の幅を越える高さのあるところ

### (3) 広報

住民に対して、地震時におけるブロック塀からの危険回避（すばやくブロック塀から離れる等）について、事前PRを強化する。

## 12 防災マップの作成等

市は、防災アセスメントの実施について調査をすすめるとともに、防災マップの作成、地区別防災カルテの作成に努めるものとする。

## 13 農業用排水施設の整備

農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。

## 14 ライフライン施設の安全性強化

電力、通信、上下水道、ガス等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため震災時においてもその機能を発揮できるよう、耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

### (1) 電力施設における震災予防対策

#### ① 設備面の対策

電力供給設備においては、災害時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めると

ともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき設計する。

② 体制面の対策

災害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

(2) 通信施設における災害予防対策

震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

① 公衆通信

震災時においても、通信が確保できるよう設備の耐震・耐火化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

② 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、JR、中日本高速道路株式会社さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

(3) 水道施設

水道事業者は、震災時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保するためには、水道施設の被害を最小限にとどめることが大切である。このため、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。

(4) 下水道施設

既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。

(5) LPガス

一般家庭におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等はボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し震災時にとるべき初期行動について啓発活動を推進する。

## 第3節 地盤の液状化災害の予防

担当課	総務課、都市建設課
-----	-----------

### 1 目的

地下水位の高い砂質地盤では、地盤の液状化現象を生じやすい。

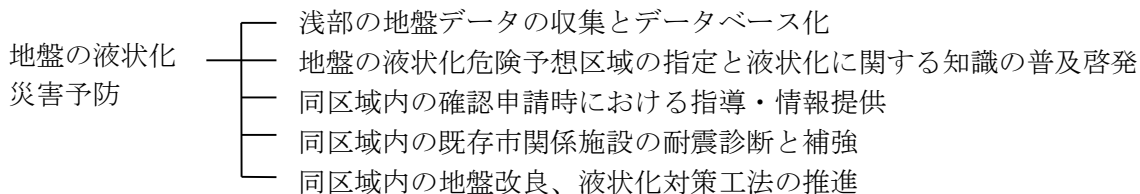
地盤の液状化現象とは、平常時は安定していた地盤が、地震のとき液体のようにゆるんで動くことであり、流動化現象とも呼ばれる。そして、水、砂、泥を高く吹き上げる噴砂・噴泥によって地盤が盛り上がったたり、陥没を生じたりする。

その結果、次のような被害が生じる。

- (ア) 地中の上下水道施設、地下タンクなどの軽量構造物の浮上
- (イ) 深い基礎のない建物、橋台などの重量構造物の沈下・傾斜
- (ウ) 堤防沈下
- (エ) 盛土の基礎地盤の液状化に伴って盛土に発生するすべりによる水平方向変位及びそれによる施設の被害
- (カ) 地盤内の変位の残留による地中構造物の被害
- (キ) 護岸や擁壁の押出
- (ク) 下地盤と堅ろう構造物の境界付近での配管類等の被害
- (ケ) その他支持低下による種々の被害

そのため、液状化の危険が予想される地域における施設立地等に際しては、その性質を十分に踏まえた対応が必要である。

### 2 方策



### 3 浅部の地盤データの収集とデータベース化

埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努める。

### 4 地盤の液状化危険予想区域の指定と液状化に関する知識の普及啓発

地盤の液状化被害を防止するため、地盤の調査を行い、地盤の液状化危険予想区域の指定を行う。また、液状化危険予想区域について、地区自主防災組織やホームページ等を通じて広報を行うとともに液状化しやすさマップ等を活用して液状化に対する知識の普及啓発も併せて行う。

### 5 同区域内の確認申請時における指導・情報提供

液状化危険予想区域内に建築確認申請がなされた場合、積極的な情報の提供及び適切な対応についての指導を行う。

### 6 同区域内の既存市関係施設の耐震診断と補強

液状化危険予想区域に、相当以前から建造されている公共施設や道路、橋については、地震発災時

における重要性を認識し、耐震診断を行うとともに補強を行う。

補強が完了するまでの間は、避難所指定の解除、緊急輸送ルートの変更など適切な対応を行うものとする。

## 7 同区域内の地盤改良、液状化対策工法の推進

今後、市関係施設を建設する際には、液状化予想区域をできるだけ避けるとともに地盤の改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。

また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。

## 第4節 地震火災の防止及び土砂災害の予防

担当課	消防署、都市建設課、農林課
-----	---------------

### 1 目的

地震による被害を最小限にするため、出火の防止、初期消火・延焼拡大の防止及び土砂災害の予防のための手段を整備する。

### 2 方策

方策 — {

- ・ 出火の防止
- ・ 初期消火体制の強化
- ・ 火災の拡大防止
- ・ 土砂災害の予防

### 3 出火の防止

出火の防止 — {

- ・ 火気使用設備器具の安全化
- ・ 石油等危険物施設の安全化
- ・ 化学薬品等の出火防止
- ・ 電力・ガス施設の安全化
- ・ LPガス設備の安全化
- ・ 査察時における出火危険排除の徹底
- ・ 消防団員の市民指導能力の向上
- ・ 市民の防災意識等の向上

#### (1) 火気使用設備器具の安全化

地震時における燃焼機器の安全化、使用取扱いの適正化、火気使用場所の環境整備等について、市民への啓発・指導に取り組む。

また、住宅用火災警報器の全世帯の設置の促進を図る。

#### (2) 石油等危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵・取扱いの適正管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

#### (3) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、研究所、事業所等に対して実態調査等を行い、保管の適正化など、具体的な安全対策の指導を推進する。

#### (4) 電力・ガス施設の安全化

電力・簡易ガス施設等の指定事業所と連絡を密にし、施設の安全性を確保する。

#### (5) LPガス設備の安全化

LPガスを取扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏洩防止等の安全化について指導促進を図る。

#### (6) 査察時における出火危険排除の徹底

市内の防火対象物に対し、査察計画に基づく査察を実施し、地震時における出火危険排除を図る。

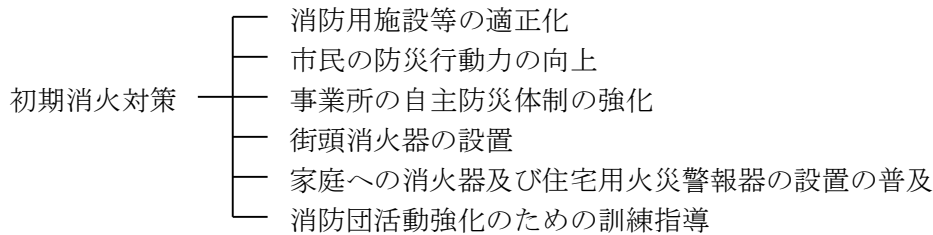
(7) 消防団員の市民指導能力の向上

消防団員に対し、地震時の火災予防に関する知識習得のための研修等を行い、市民に対する指導能力の向上を図る。

(8) 市民の防災意識等の向上

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に対する知識及び地震に対する備えなど、防災教育を行い、自主防災意識の向上を図る。また、女性消防団による啓発活動の一層の促進を図る。

4 初期消火体制の強化



(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の設置者に対し、適正な設置指導を行うとともに、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

(2) 市民の防災行動力の向上

市民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握する。市民一人ひとりの防災行動力を高めるための啓発に取り組むとともに、自治会等を単位とする自主防災組織の訓練を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

- ① 消防署は、震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、全ての事業所に防災計画を樹立させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。  
また、事業所相互間の協力体制の構築をすすめるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同防災体制づくりを推進する。
- ② 防火管理者設置義務対象の事業所はもとより、設置義務のない小規模事業所においても職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

(4) 街頭消火器の設置

地震発生時に市内各地で予想される同時多発火災に対し、近隣住民が協力して初期消火活動を行えるよう、街頭消火器の配置を行う。

(5) 家庭への消火器及び住宅用火災警報器の設置の普及

市民啓発を通じて、各家庭での消火器・三角バケツ・水袋等の備え及び住宅用火災警報器の設置を呼びかける。

(6) 消防団活動強化のための訓練指導

地域防災活動の中核である消防団員の行動力を高めるとともに、初期消火に関する市民への指導能力の向上を図るため、消防団への訓練指導を推進する。

## 5 火災の拡大防止

大地震による同時多発火災や大規模市街地火災の際には、各種の制約が発生し、通常の消防活動を実施することが困難となる。

万全な延焼防止のためには、消防力の整備強化とともに事前の予防対策が重要である。

- 火災の拡大防止対策 —
- ・消防活動体制の整備強化
  - ・情報通信体制の整備強化
  - ・消防水利の充実強化
  - ・消防団体制の強化
  - ・消防活動路等の確保
  - ・火災危険区域の解消
  - ・地域ぐるみの防災対策
  - ・震災用消防利水の確保

### (1) 消防活動体制の整備強化

消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図る。

また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

【消防力の現状・車両等の現況】・・・資料編「6-1」

### (2) 情報通信体制の整備強化

震災に対する事前の各種情報データの分析、整備を行い、震災時における迅速、的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、情報通信体制の整備強化を図る。

### (3) 消防水利の充実強化

震災時の同時多発火災に対処するため、火災の危険の高い地域に重点的に整備を図る。

【消防水利一覧表】・・・資料編「6-2」

### (4) 消防団体制の強化

消防団は、震災時に消防署を補完し、消防活動及び初期消火に従事するとともに応急救護等の住民指導を行い、また、平常時は地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練、指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

そのため、次の取り組みを推進する。

- ① 震災時における消防団の消防活動を強化・充実するため、分団器具置場、消防ポンプ自動車、可搬小型動力ポンプ、消火ホース、携帯無線機、受令機等の整備・増強を図る。
- ② 地域の防災指導者として適切な指導を行うために、必要な教育訓練用資機材を整備し、その強化を図る。

### (5) 消防活動路等の確保

震災時には、道路周囲の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能となることが予想されることから、消防活動路を確保するため、次の対策を推進する。

- ① 道路啓開用特殊資機材の整備を推進する。
- ② 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、U字溝等の暗きょ化、架空線の地中化、道路隅切りの整備などを関係機関とともに検討し、消防活動路等の確保に努める。

(6) 火災危険区域の解消

木造建物の密集、道路狭隘等による火災危険区域は市街地大火になる危険性が高い。「都市の防災構造化」計画と連携して、火災危険区域の計画的な解消を進める。

(7) 地域ぐるみの防災対策

自主防災組織による地域ぐるみ防災体制の整備を促進する。

また、事業所の自衛消防組織と地区の自主防災組織が相互に協力連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図るよう指導する。

(8) 震災用消防水利の確保

消防水利を得にくい市街地部においては、都市計画課が行う都市公園等の設置の機会を積極的に生かし、耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

## 6 土砂災害の予防

第3編「風水害編」第1章第3節を準用する。

## 第5節 防災活動体制の整備

担当課	全課
-----	----

### 1 目的

地震の発生直後から起きる同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生などに迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関において速やかに発動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮する必要がある。

このため、災害対策活動拠点となる庁舎等の施設の確保とともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的に、かつ早急に実施できる体制を確立する必要がある。

### 2 方策

- 方策
- ・職員の役割の明確化
  - ・災害対策本部室の整備
  - ・業務継続体制の整備
  - ・相互応援体制の整備
  - ・災害復旧・復興への備え

### 3 職員の役割の明確化

大規模な災害では、災害対策活動は、まさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、自主的行動も含め、的確に対応することが重要になる。

特に、初動期においては、対応の遅れが人命を左右するため、常日頃から職員に対し、防災訓練、研修会等各種機会を通じて、災対本部における各人の役割の明確化と自覚（役割意識）を促す。

### 4 災害対策本部室の整備

災対本部を迅速に設置するためには、あらかじめ設置場所等について整備しておく必要がある。

#### (1) 災害対策本部を設置する施設

本部を設置する施設は、原則として「市庁舎」とする。

ただし、被災状況により、市庁舎内に設置することが不可能な場合は、「防災センター」に置く。防災センターにも設置することが不可能な場合は、「クロスランドセンター」に置く。

#### (2) 通信設備の整備

災対本部にあつては、情報の収集・伝達等外部との連絡が不可欠であるため、本部の各設置予定場所には次の通信設備を予め整備するものとする。

##### 【災対本部の通信設備】

非常用電話・FAX、インターネット、無線設備など

#### (3) 室内設備の転倒防止・窓の飛散防止措置

災対本部の各設置予定場所については、室内設備の転倒防止措置及び飛散防止フィルムによる窓ガラスの飛散防止措置を予め講じ、本部設置の際には直ちに部屋が使用できる体制を整備する。

#### (4) 非常電源の確保

停電となった場合に備えて、自家発電設備の点検整備を常日頃からは行っておく。

#### (5) 耐震補強

災対本部を設置する市庁舎の耐震診断の結果、耐震性に問題があることから、計画的に耐震対策

を進める。

(6) 本部開設に必要な資機材の整備

本部開設に伴い必要となる下記の資機材について予め各設置予定施設に準備しておく。

【災对本部の資機材】

災害対策図板、ホワイトボード、ビデオプロジェクター、スクリーン、パソコン、携帯電話、住宅地図、携帯ラジオ、テレビ、コピー機、ファックス、名簿類他

(7) 本部職員用食料、毛布等の備蓄

災对本部が設置された場合、初動期には本部職員は泊まり込みで対応に当らなければならない事態が予想されるため、予め本部員用の食料、毛布等を備蓄しておく。

## 5 業務継続体制の整備

(1) 業務継続計画の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定した。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(2) 業務継続計画の内容

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

## 6 相互応援体制の整備

(1) 県・市町村間の相互応援

市では大規模災害時の相互応援を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定等を締結しているが、富山県、県内市町村との連携強化を図るものとする。

また、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

さらに、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化した受援計画を策定するなど、体制の整備に努める。

(2) 防災関係機関、民間企業等との相互協力

災害時には防災関係機関や民間企業等との連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。

市では現在、県内外の市町との間で災害時相互応援協定等を締結している。

【災害時相互応援協定を締結した自治体】・・・資料編「13-1」

【災害時における応急対策業務等に関する協定を締結した団体等】・・・資料編「13-2」

【福祉避難所等施設】・・・資料編「13-3」

## 7 災害復旧・復興への備え（各種データの整備保全）

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

ア 各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

イ 不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 第6節 動員体制の整備

担当課	全課
-----	----

### 1 目的

災害が発生し、または発生が予想される場合に、災害予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、職員の迅速かつ的確な動員配備が不可欠である。

なお、阪神淡路大震災では市職員も多く被災し、夕方までに出勤できたのは、4割程度であったことから、初動期には一部の職員しか参集できないことを想定して、動員体制を考えておくものとする。

### 2 方策

- |    |   |   |
|----|---|---|
| 方策 | { | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動員配備計画の作成</li> <li>・ 動員配備に対する認識の向上</li> <li>・ キーパーソン参集体制の整備</li> <li>・ 伝達訓練・自主参集訓練の実施</li> </ul> |
|----|---|---|

### 3 動員配備計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、実戦的な動員配備体制を整備しておくものとする。

各部長は「配備区分」に基づき所管の部門班（課）ごとに「動員配備計画」及び「伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）」を作成し、総務部長に報告しておくものとする。

【職員配備区分（震災）】・・・資料編「14-3」

【職員動員配備計画（災害対策本部設置の場合）】・・・資料編「14-4」

【職員伝達計画（勤務時間内・外）】・・・資料編「14-5」

### 4 動員配備に対する認識の向上

毎年、防災研修、防災訓練等により、職員に対し非常登庁に対する心構え等を認識させるものとする。また、フェーズごとに行う業務や関係機関等の連絡先のリスト化を含む職員向け初動活動マニュアルの整備を行うとともに、毎年点検を実施し、速やかに災害対応できる体制の整備を行う。

また、職員には、住宅の家具の固定やバイク、自転車の準備等を促す。

### 5 キーパーソン参集体制の整備

本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部員（各部長・理事等）、防災担当課長等災害応急対策を行うにあたり欠くことのできない職員（キーパーソン）については、緊急連絡のため携帯電話・チャットツール・一斉メール（携帯電話）等の連絡網を整備する。

### 6 全職員一斉メール（携帯電話）送信の実施

職員の安否確認、非常招集通知は、全職員に対するチャットツール又は一斉メール（携帯電話）送信により行う。

### 7 伝達訓練・自主参集訓練の実施

勤務時間外における災害発生時に、職員の参集を円滑に行うため、年に1回以上、全職員への伝達訓練、職員自主参集訓練等を実施する。

○ 配備に対する職員の心構え（職員の非常登庁）

- (ア) 職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
- (イ) 職員は災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビの聴視、所属の連絡責任者、総務部総務課等への電話照会等の方法によるほか自ら工夫してその災害の状況、配備命令等を知るように努めなければならない。
- (ウ) 職員は災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは、配備命令がない場合であっても状況によっては所属長と連絡をとってすすんでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断ですみやかに部署に参集し防災活動に従事するものとする。
- (エ) 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配備部署につくことが不可能な場合は、①通信連絡により所属長又は本部の指示を受けること、②、①が不可能な場合は本庁等に参集し、関係する部課長等の指示により、防災活動に従事しなければならない。

## 第7節 災害情報等の収集報告体制の整備

担当課	全課
-----	----

### 1 目的

災害応急対策とりわけ初動期の救助・救急活動においては、災害情報・被害情報の把握が基本となる。

また、災害情報の把握については、民間からの協力が不可欠である。

従って、災害情報等の収集報告体制について、平常時から整備しておくものとする。

### 2 方策

方策

- ・収集報告システムの整備・明確化
- ・収集すべき情報の内容の整理
- ・民間協力体制の整備
- ・情報収集施設等の整備

### 3 収集報告システムの整備・明確化

災害情報、被害状況の把握が円滑に行われ、災対本部に集約されるよう、災害情報等の収集・報告システムを現状に則して、整備・明確化しておくものとする。災害時には混乱が生じ、また時間との闘いになる場面も多いことから、簡素かつ統一的な報告フォーマットを整備し、円滑な情報収集が行われるよう努める。

情報収集にはD Xを活用し、情報の一元管理体制を構築するとともに、現場からの情報をリアルタイムに集約される体制を構築する。

【災害情報等の収集・報告系統図】・・・資料編「5-1」

### 4 収集すべき情報の内容の整理

災害時の情報収集を円滑に行うためには、収集すべき情報の優先順位、内容について、職員が十分理解していなければならない。

特に、災害発生初期においては、住家被害数よりも要救出現場数及び火災発生現場数等人命にかかる情報の把握が最も重要であることを認識しておく必要がある。

[収集すべき情報の優先順位・内容]

- (1) 災害発生後、直ちに収集すべき情報
  - ア 要救出現場数
  - イ 火災発生現場数等
- (2) 一段落してから収集すべき情報
  - ア 住家被害等

### 5 民間協力体制の整備

被害情報の収集については、自治会や関係団体の協力が不可欠である。従って、民間の協力体制について、予め整備しておくものとする。

- (1) 民間協力者等との連絡体制の確立

民間協力者等から、災害時に迅速かつ確かな情報提供を得るため平常時から、災害時における情報の連絡体制の確認を行っておく。

特に、市全域を把握するためには、地区防災会、自治会を通じた情報収集は不可欠であり、日頃

から情報伝達ルート、方法等の確認を行っておくものとする。

【地区防災会・自治会を通じた情報伝達の基本ルート】

市総務課→各地区自主防災会長→各自治会長(町内会長)→(班長)→各世帯

\*自治会長への書類等の配布は原則として地区連絡員が担当

\*災対本部設置後は、「総務課」に代わり「生活環境課」が担当する。

(2) 民間協力者等に対する防災知識の啓発

民間協力者等に対しては、防災知識の一層の啓発に努める。

(3) 災害時協力協定の締結

小矢部市アマチュア無線クラブ、タクシー無線取扱者、ドローン取扱者等と、災害時に情報の提供が得られるよう、災害時協力協定を締結するものとする。

(4) 市民からの情報提供手段の周知

市公式LINEから被害状況等を投稿できる機能があることの周知に努め、市民からの情報提供を呼び掛けるものとする。

## 6 情報収集施設等の整備

(1) 気象観測施設

市、県及び関係機関は、気象等の状況を把握するために気象観測施設等の整備点検を確実に実施し、災害の未然防止及び被害の軽減に努める。

【市内の気象観測施設】・・・資料編「3-1」

(2) 水防用観測施設

市、県及び関係機関は、水位、流量等の状況を把握するために水位観測所、流量観測所等の整備を図り、被害の未然防止及び被害の軽減に努める。

【水位観測所及び基準水位一覧表】・・・資料編「3-4」

【流量観測所及び基準流量一覧表】・・・資料編「3-5」

## 第8節 災害通信体制の整備

担当課	総務課、消防署
-----	---------

### 1 目的

災害時においては、各関係機関相互の通信連絡が迅速かつ的確に行われなければならない。従って、各種通信手段及び通信体制を平常時から整備しておくものとする。

### 2 方策

震災時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、メール、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）、防災アプリ等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星通信ネットワークなどにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

方策 ———— {  
 ・通信手段の整備  
 ・通信体制の整備

### 3 通信手段の整備

#### (1) 計画目標

災害時に迅速かつ正確な情報の伝達を図るための手段として電話やインターネットの果たす役割は、非常に大きい。このため、各施設の施設・設備の耐震性を高めるとともに、災害時優先電話等の配備を推進し、緊急通信の確保を図る。また、地震発生時には、有線通信施設は相当途絶されることが予想されるので、市及びその他防災関係機関は、計画的に耐震性を有した無線通信施設を整備充実し、通信網の確保を図る。

さらに、災害情報の通信・広報手段として、市ホームページや携帯端末をはじめとする情報通信技術の積極的な活用を図る。

#### (2) 事業計画

##### ① 災害時優先電話の指定

災害時優先電話の指定について、NTT西日本に要請し緊急連絡体制の確立を図るとともに、市所有の携帯電話についても、災害時優先電話の指定を携帯電話会社に要請する。また、災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図る。

【災害時優先電話一覧表】・・・資料編「5-2」

##### ② 無線の未配備施設への配置

無線については、未配備施設への設置を図る。また、災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図るとともに、送受信装置、空中線等の無線局設備について、定期的に点検整備を行う。さらに、富山県防災行政無線の活用を図る。

③ 市の防災行政無線の整備充実

市は行政無線を設置し災害時に備えているが、避難所等との連絡網の確保を図るとともに、固定局等の充実を図り、災害の状況によっては必要な場所に陸上移動局（車載、携帯）を適宜配備し、速やかな情報伝達体制を確立するよう努める。また、災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図るとともに、送受信装置、空中線等の無線局設備について、定期的に点検整備を行う。

【小矢部市防災行政無線一覧表】・・・資料編「5-3」

④ 消防無線の充実

小矢部消防署には消防無線が設置され、消火活動及び救急活動等にその威力を発揮しているが、このほかに無線サイレン制御装置等を通じ、消防署と消防団との連絡網の整備を更に促進し、一体的な応急対策活動の実施を確保するものとする。また、災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保等を図るとともに、送受信装置、空中線等の無線局設備について、定期的に点検整備を行う。

【消防無線一覧表】・・・資料編「5-4」

⑤ ファックスの整備

情報を正確に伝えるためには、電話や無線よりファックスの方が優れているため、ファックスについても未配備施設への設置を図る。

⑥ 市ホームページや携帯端末等の活用

インターネットや携帯電話の普及がめざましいことから、市ホームページや携帯電話のモバイルサイト、掲示板、防災アプリ等の活用を図る。

⑦ 新総合防災情報システム・富山県総合防災情報システム・防災ネット富山の活用

国が整備した新総合情報システム（SOBO-WEB）により、防災関係機関が防災データを相互に活用できるシステムを活用し、大規模災害に備えるものとする。また、県本庁、出先機関、県内市町村、各消防署等を接続した「富山県総合防災情報システム」を利用して、迅速・的確な情報収集・伝達を行う。また、国土交通省が国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化した「防災ネット富山」を活用する。

⑧ 緊急地震速報受信システムの整備

緊急地震速報は、震源からの距離によって、地震の揺れが起こる数秒から数十秒前に事前に知らせる事が可能となるため、この間に身の安全を取ることができる。

このため、市は、学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備に努め、児童生徒や施設利用者の安全の確保を図るものとする。

⑨ 避難所や地区防災会との連絡手段の整備

双方向の連絡手段を確保するため、避難所へのWi-Fiの整備を進めるとともに、市と避難所の施設管理者や地区防災会の代表等との間で、双方向の連絡ができる手段の整備を行うものとする。連絡手段は無線やチャットツール、衛星携帯電話など、多重化に努めるものとする。

## 4 通信体制の整備

### 【事業計画】

- ① 特に初動時の無線従事者の確保が重要となることから、無線従事者の初動時の参集可能性等を調査し、確実な無線運用体制の確立を図る。
- ② 民間無線従事者から被害情報等の提供を得られるよう、小矢部市アマチュア無線クラブへの協力依頼やタクシー無線取扱い者等との協定締結をすすめる。

- ③ インターネットやEメール、LINE、チャットツール等により関係団体や市民等から被害情報が入手できるシステムを確立していく。

## 第9節 災害広報体制の整備

担当課	DX推進課、総務課
-----	-----------

### 1 目的

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図るためには、市民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要である。

東日本大震災（2011年3月）では、発災初期において、被災住民への生活情報等の提供の遅れや、十分に行き届いていないなどの問題が生じた。

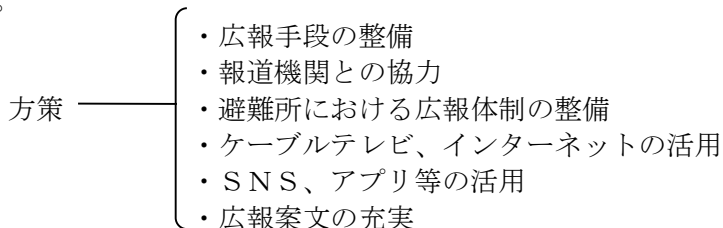
従って、災害時に市民に対して、また要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、迅速かつ確実な情報の提供ができるよう平常時から災害広報体制について整備する。さらに、外国人にも適切な情報が伝わるよう、情報発信の多言語化を進める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制整備を進める。

また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

### 2 方策

災害時における災害広報活動を迅速かつ的確に行うため、広報手段の整備及び広報案文の充実を図る。



### 3 広報手段の整備

災害時の地域住民等に対する広報は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達でき、かつ情報が隅々まで行き渡るよう、様々な手段を複層的に使用することが必要となる。

小矢部市においては、状況に応じ次の各手段を用いるものとし、平常時から、その準備態勢を整えるものとする。

**【災害広報手段】**

防災行政無線、広報車、広報チラシ配布、ケーブルテレビ、市ホームページ、LINE等のSNS、防災アプリ

なお、広報手段の整備にあたっては、デジタル方式の通信施設・設備等の導入を計画的に進める。

### 4 報道機関との協力

災害時における広報に関しては、報道機関の役割が重要となるため、日頃から報道機関（庁内の記者クラブ）と災害時の広報のあり方等について確認しておく。

なお、災害時のテレビ等を通じた広報については県と連携する必要があるため、平常時から県と十分協議し迅速・的確な災害広報が行える体制を整えておく。

### 5 避難所における広報体制の整備

避難所における広報は、掲示板への掲示・広報ビラ等の配布により行う。

また、インターネットが普及していることから、避難所にもインターネット環境(W i - F i 環境)を設置し、広報手段の一部として活用する。

一方、避難所での最も重要な方法は、避難所管理責任者による迅速・明確な説明であり、説明会の円滑な実施に備えたマニュアルを整備しておくものとする。

【避難所での説明会の実施要領】・・・資料編「7-1」

## 6 ケーブルテレビ、インターネットの活用

市内には、ケーブルテレビ施設が整備されており、普及率が60%を超えていることから、市民への広報活動には、有効な手段と考える。

したがって、コミュニティチャンネルを利用して、テロップや特別番組等により広報を図っていく。

また、インターネットについても、普及が進んでいることから、ホームページ等を活用し、広報する。

## 7 SNS、アプリ等の活用

スマートフォンの普及率が8割以上となってきており、SNSやアプリを活用した広報活動は非常に有効であると考えられる。

市公式のSNSによる発信や、防災アプリによる情報発信など、さらなる情報発信の多重化に努めるものとする。

情報発信の多言語化についても、アプリ等の活用を検討する。

## 8 広報案文の充実

災害時には極めて厳しい時間的制約のもとで、効果的な広報活動を行う必要がある。一方、災害時に必要とされる広報内容は極めて多様なものとなることから、平常時から様々の状況を想定した広報案文を準備しておき、迅速・的確な広報活動に資するものとする。

また、災害発生からの段階に応じて、市民が求める情報の種類や頻度が変わってくることを考えられることから、どの段階でどのような情報がどのような頻度で求められるか、平常時から想定しておき整理しておくものとする。

広報案文については、応急対策計画「災害広報」参照。

## 第10節 災害救助法等への習熟

担当課	総務課、社会福祉課
-----	-----------

### 1 目的

災害時の罹災者に対する応急救助には、災害救助法が適用された場合の救助とこれに準じ市長の責任において実施する救助がある。

災害救助法が適用されると、都道府県知事が国の機関として救助の実施にあたることになるが、知事から市長に委任されているものについては、市において実施し、委任されていないものについては、市は県の補助機関として救助にあたることになる。

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、法等への未習熟から、その運用に混乱を生じることが多い。

そのため、日頃から、災害救助法等を習熟しておく必要がある。

※ 救助の種類、方法等については、応急対策計画第19節「災害救助法の適用」参照。

### 2 災害救助法等の運用への習熟

「災害救助の実務」（厚生労働省社会局施設課監修）を充分用意しておくとともに、部課研修、自己研鑽等により、その内容に充分習熟しておくものとする。

※ 第24節「防災教育・研修」の項参照

#### ※ 参考

##### 災害救助法

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

## 第11節 避難活動体制の整備及び孤立集落の予防

担当課	総務課、税務課、定住支援課、津沢コミュニティプラザ、市民課、健康福祉課、社会福祉課、こども家庭課、教育総務課、文化スポーツ課
-----	--

### 1 目的

平成7年(1995年)1月の阪神淡路大震災では、家屋の倒壊等により、ピーク時には兵庫県と大阪府をあわせて、約1,000ヶ所の避難所で32万人が避難生活を送った。

従って、家屋倒壊に伴う大量の長期の避難者が出ることを想定して、避難所等の整備を図る。また、地震火災が発生した際の避難誘導體制についても、あらかじめ整備しておく。

更に、土砂災害の発生等による孤立集落の発生を極力防ぐための対策を講じるものとする。

### 2 方策

- |    |   |  |
|----|---|--|
| 方策 | } | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</li> <li>・ 避難所の開設・閉鎖の順序</li> <li>・ 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟</li> <li>・ 避難所・避難経路・避難方法等の住民への周知</li> <li>・ 避難所開設及び運営マニュアルの作成</li> <li>・ 孤立集落の予防</li> </ul> |
|----|---|--|

### 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

#### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に 応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に 応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。

近年、ペットを同行し避難される方が全国的に増加傾向にあることから、ペットを同行可能な避難所の設置を検討する。また、これまでの大規模災害では、車中泊をされる避難者が多くいることから、車中泊者を対象とした避難場所の検討を行うなど、近年の課題に対応する避難場所、避難所

のあり方を検討する。

【指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所）の指定基準】

種類	内容	指定の基準	例
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その危険性から逃れるための避難場所。市や県が所有する施設と民間団体等が所有するものがある。	被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。	公園、学校グラウンド・屋上
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設。市や県が所有する施設と民間団体等が所有するものがある。	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。	公民館、保育所、各小中学校等
地域拠点避難所	指定避難所のうち、各地区で最初に開設する当該地区の拠点となる避難所。	各地区の指定避難所のうち、地区住民が避難しやすい立地条件であり、普段から地区住民がよく利用するなど、地区内での認知度が高い避難所を指定する。	公民館等
基幹避難所	指定避難所のうち、大人数を収容できる避難所。大規模災害時は、地域拠点避難所の後に開設し、基幹避難所へ集約するものとする。	小中学校の体育館など、大人数を一度に収容できる避難所を指定するものとする。	各小中学校等
福祉避難所	高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所	なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。	福祉施設

※緊急避難場所と避難所は相互に兼ねることができる。

※学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

【小矢部市の指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】・・・資料編「7-2」

(2) 指定避難所として使用できる施設の確保

最大想定地震時には、市や県の公共施設だけでは避難所数が不足することが予想されるため、地域の集会場や民間団体等の施設等を避難所として利用できないか関係先と協議し、協定の締結を進める。

- (3) 避難所等としての集落の広場、公民館等の提供依頼  
 災害の状況によっては、集落の広場又は公民館等を避難所等として提供依頼を行うことについて、予め地区防災会、自治会等と協議しておくものとする。
- (4) 指定避難所における施設、設備の整備  
 市は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。
- ア 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。
  - イ 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。
  - ウ 避難所の生活環境向上につながる、TKBS（トイレ・キッチン・ベッド・シャワー）の重要性を鑑み、整備する設備に優先順位をつけ、計画的な整備に努める。
  - エ 必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。特に空調設備は、熱中症対策等の体調管理に必要な設備であることから、計画的に整備を進めるものとする。
  - オ 通信設備の整備にあたっては、NTT西日本株式会社富山支店に協力を依頼し、避難所の電話回線の災害時優先電話への切り換えや災害用公衆電話の臨時設置等を行う。また避難所と災害対策本部等との通信連絡を常に確保するため、各避難所には携帯電話、ファックス、インターネット設備を配備する。
  - カ 避難所の受付や情報集約等について、省力化と本部との情報共有の一元化などを図るため、DXを活用した仕組みの整備に努める。
- (5) 鍵の管理  
 指定避難所となる施設の鍵は、当該施設管理者とともに、救助・避難班が保有（総務課内にて保管）する。  
 また、地域拠点避難所については、次の者がスペアキーを保有し、避難所の開設が迅速に行えるようにしておく。
- ア 当該地区の地区防災会の代表者又はその指定した地域住民
  - イ 当該避難所の指定職員
- さらに、指定避難所については、スマートロックの導入を進め、鍵を持っていなくても開錠できる体制の整備に努める。
- (6) 広域避難所  
 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

#### 4 避難所の開設・閉鎖の順序

- (1) 避難所の開設の順序  
 避難所の開設順位は原則として下記のとおりとし、収容すべき避難者数に応じて拡大するものとする。
- ① 地域拠点避難所
  - ② 基幹避難所
  - ③ 指定避難所（公）
  - ④ 指定避難所（民）
  - ⑤ 提供避難所（民）

(2) 避難所の閉鎖の順序

避難者数が縮小傾向になった後は、避難者数の状況に応じて、順次、集約し閉鎖していくものとする。

## 5 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟

(1) 避難路の指定

避難誘導を円滑に進めるため、避難路をあらかじめ指定しておく。

(2) 誘導標識・案内板等の整備

避難誘導を円滑に進めるため、誘導標識、案内板等を整備する。

誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(3) 避難誘導體制の確立

市、消防署・消防団、警察署は相互に連携をとり災害時の避難誘導體制を確立しておく。

(4) 避難誘導方法の習熟

災害発生時の避難に混乱をきたさないよう、市民及び市職員は、地域の実情に応じた避難方法、避難所の状況等について、避難訓練や啓発事業への参加等を通じて、事前理解に努める。

## 6 避難所・避難経路・避難方法等の住民への周知

避難誘導を円滑に行うには、住民に予めどの避難路を通ってどの避難所等に避難するかを周知しておく必要がある。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路等の周知

以下の方法で、住民に避難方法・避難所等について周知する。

- ① 市の広報紙
- ② 案内板等の設置
  - (ア) 誘導標識
  - (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の案内図
  - (ウ) 指定緊急避難場所及び避難所の表示板

- ③ 防災訓練
- ④ 市のホームページ
- ⑤ 洪水ハザードマップ
- ⑥ 出前講座等の講習会

なお、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものとする。

(2) 自動車による避難の原則禁止の周知

自動車による避難は、避難所の交通渋滞を招き、また、避難のためには自動車が必要となる要配慮者の避難を妨げる事態を引き起こすこととなる。

このため、健常者の避難の際には原則として自動車を使用しないよう、平常時から広報紙等により、住民に対し周知徹底する。

なお、住民の避難にあたっての移動手段については、災害の状況及び地域の状況に応じ、バス、ヘリコプター等を利用するものとする。

## 7 避難所開設及び運営マニュアル

避難所の開設及び運営について、開設段階から地区住民が主体となることを周知するとともに、予めマニュアルの活用により、円滑な実施を図るものとし、訓練等を通じて、避難所の運営管理のため

に必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、マニュアル作成にあたっては、男女の違い、高齢者や幼児等の世代の違いに配慮するとともに、プライバシーの保護、福祉避難所への移送も含めた要配慮者の対応、自動車内で避難生活する者への対応、在宅避難を選択する避難者への対応、ペットを連れた避難者への対応等に留意するものとする。また、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

これらのマニュアルについては、毎年点検を行い、必要な修正を行うものとする。

## 8 孤立集落の予防

土砂災害等により孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力防ぐため、次の基本方針により各種予防対策を講じる。

### (1) 集落に関する基本情報の把握

市・県等の関係機関や自治会・消防団等の地元組織との連携のもと、集落の防災に関する基本情報（要配慮者等の状況、防災資機材等の備え、迂回路等の状況等）を台帳として整備し、集落と市で共有するよう努める。

### (2) 孤立時の連絡体制の確認

孤立時に固定電話や携帯電話が繋がらない場合なども想定し、無線通信や衛星携帯電話、衛星通信ネットワークなど、他の通信手段や連絡方法などを検討し、多様な連絡体制の整備を図る。

### (3) 救助救急体制の検討

救急車による搬送が出来ない場合の対応について、あらかじめ検討し定めておく。

### (4) 孤立に強い集落づくり

集落が数日間孤立した場合でも、集落内で生活を送ることができるよう、防災資機材の整備、食料・医薬品等の分散備蓄に努める。また、計画的にヘリコプター離発着場の整備を進める。さらに、ドローンを活用した情報収集や物資運搬について、平常時から計画し、訓練等を重ねるものとする。

【小矢部市内の孤立集落対象危険地区】・・・資料編「12-1」

【孤立集落との連絡・輸送計画】・・・資料編「12-2」

## 第12節 救出体制の整備

担当課	消防署、総務課、社会福祉課
-----	---------------

### 1 目的

震災時においては、倒壊家屋の下敷きになった者の救出等人命救助がなによりも優先されなければならない。救出を迅速かつ的確に行うために、日頃から救出体制を確立するとともに、救出用資機材の整備を推進するものとする。

### 2 方策

- |    |  |
|----|--|
| 方策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救出隊の編成</li> <li>・ 救出用資機材の整備</li> <li>・ 自主防災組織の育成</li> <li>・ 救急医療情報体制の整備</li> <li>・ 市民の自主救護力の向上</li> <li>・ 要配慮者に対する救護体制の確立</li> <li>・ 関係機関との連携</li> <li>・ 消防団の救出活動能力向上のための教育、指導</li> </ul> |
|----|--|

### 3 救出隊の編成

救出隊の設置を円滑に行うため、平常時から救出隊の編成方法等について計画しておくものとする。

特に、同時多発火災が発生した場合は、消防職員は消火活動が中心となるため、救出に当たることが出来ない場合が生じる。広域的な応援態勢の準備や警察・自衛隊等との連携、救急救命ボランティアの活用等も含め、同時多発火災を想定した救出体制を計画検討しておくものとする。

また、高所や危険個所での救出や特殊技術を要する救出事象が発生する場合もあり、より高度な知識、技術を有する消防職員の育成に努めるものとする。

### 4 救出用資機材の整備

多数発生することが予想される救出事象に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を整備する。

平成7年（1995年）1月の阪神淡路大震災では、地域住民が多数救出にあたったが、一方で身近に救出用資機材がなかったことが問題となった。

従って、各地域においても資機材を整備するものとする。

(1) 消防署、消防団における整備

地域の実情を考慮し、すみやかに資機材を整備、更新するものとする。

【救助活動のための機械器具等の保有状況】・・・資料編「6-5」

(2) 地域〔町内会・自主防災組織〕における整備

平成8、9年度及び平成21年度に18地区防災会に整備した資機材については、地域の実情を考慮して、今後、適宜、追加・更新等を行うものとする。

また、自治総合センターによる「コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）」を活用し、地区の防災資機材の一層の充実を促進するものとする。

### 5 自主防災組織の育成

被害を最小限に止めるためには、人海戦術による救出が必要となる場合がある。消防職員及び消防団員とともに救出活動を行うため、自主防災組織の強化・育成を図るものとする。

【自主防災組織一覧表】・・・資料編「10-1」

## 6 救急医療情報体制の整備

救出された重傷者等は、迅速に病院へ搬送しなければならない。平常時から、災害時の重傷者搬送計画を策定しておくとともに、医療機関との間に情報通信機能を確保し、医療情報に関する有機的な連絡協力体制の整備を図っておくものとする。

## 7 市民の自主救護力の向上

市民の自主救護能力の向上を図るため、AED講習や救急救命講習の実施により、応急救護知識、技術の普及を図る。

## 8 要配慮者に対する救護体制の確立

寝たきり高齢者・一人暮らし高齢者や認知症の方、身体障害者・知的障害者・精神障害者、病弱者、乳幼児、日本語を話せない外国人等の要配慮者の人命の安全確保を図るため、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員、高齢福祉推進員等との連携のもと、要配慮者台帳・マップ及び要配慮者支援マニュアルの作成や支援体制・安否確認体制の確立、研修の実施などをすすめ、地域住民による救護体制の充実を図る。

【要配慮者台帳の整備状況】・・・資料編「7-3」

【要配慮者台帳の様式】・・・様式集「様式25」

## 9 関係機関との連携

警察署、救出用の建設費機材を有する建設業者、医療行為を行う医療機関との連携により、系統的な救出体制を整備する。

### (1) 災害時協力協定による救出用資機材の借り上げ

災害時協力協定に基づき、建設業者と災害時における救出用資機材の借り上げを行うための手順等を整備する。

### (2) 医療機関との災害時協力協定の締結

小矢部市医師会及び北陸中央病院と災害時の救出者に対する医療行為の実施について、災害時協力協定を締結する。

また、砺波総合病院や厚生連高岡病院、金沢医科大学病院など、県内外の各医療機関とも、災害時協力協定の締結をすすめる。

## 10 消防団の救出活動能力向上のための教育、指導

多数の救出事象に対しては、消防職員だけでは対応が不可能と考えられるため、消防団に対し、救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

## 第13節 緊急輸送体制の整備

担当課

都市建設課、総務課

### 1 目的

救急・救助要員の派遣、救出された重傷者の搬送及び水、食料等の救援物資の輸送等のためには、緊急に輸送路を確保する必要がある。

従って、災害時に道路、橋梁等を早急に啓開・復旧する体制及び災害時の交通規制の体制を平常時から整備する。

また、空輸に備え、必要なヘリコプター臨時離着陸場等を確保する。

### 2 方策

方策	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送路の確保</li> <li>・ヘリコプター臨時離着陸場等の整備</li> <li>・民間等との協力体制の整備</li> <li>・他の計画との関係</li> </ul>
----	---	--

### 3 緊急輸送路の確保

#### (1) 緊急通行確保路線の指定

小矢部市では、次の基準により緊急通行確保路線（災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資材及び救援物資の緊急輸送に使用する道路をいう。）を指定する。

#### [緊急通行確保路線の指定基準]

次の各施設等と結ぶ（接続する）路線を指定する。

- ① 市役所庁舎、警察署、消防署、病院等の主要公共施設
- ② 県道、国道、高速自動車道
- ③ 避難所
- ④ ヘリコプター臨時離着陸場等

【緊急通行確保路線】・・・資料編「8-1」

#### (2) 緊急通行確保路線の整備

緊急通行確保路線については、幅員の拡張、橋梁の補強や架け替え等の整備をすすめ、災害に強い施設とする。

#### (3) 緊急啓開・復旧体制の整備

災害時の道路パトロール班の編成方法を予め定めておく。

また、建築資機材等を有する関係業者等との間で、あらかじめ、災害時の復旧区間及び役割分担等について定める。

### 4 ヘリコプター臨時離着陸場等の整備

地域内における緊急輸送を確保するため、災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場として設置可能な場所を整備する。

また、震災等災害時において、応急対策の活動拠点となる庁舎、避難所となる学校及び救急患者の搬送先である公共建物の屋上に特定の番号（建物識別番号）を表示することについても順次進めていく。

【ヘリコプターの場外離着陸場等一覧表】・・・資料編「8-2」

## 5 民間等との協力体制の整備

### (1) 建設業者との協定に基づく協力体制の整備

資機材を有する建設業者（建設業協会）との間の協定に基づき、災害時の道路復旧を迅速に行うための体制を整備する。

### (2) 輸送機関との協定の締結

災害時の人員、資機材、救援物資等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう市内のバス輸送業者、トラック輸送機関その他の事業所と緊急時の車両供給（借上げ）について、あらかじめ協定を締結する。

## 6 他の計画との関係

本計画は、労務供給計画、自衛隊派遣要請計画等との関係が深いため、事前の調整を図っておくものとする。

## 第14節 食料供給・備蓄体制の整備

担当課	農林課、総務課、企画政策課、社会福祉課
-----	---------------------

### 1 目的

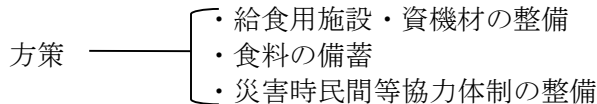
大規模な地震が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。震災による本市の被害想定を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておくものとする。

また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、個人備蓄を原則に、日頃から市民に対し、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

さらに、災害の規模等によって生活必需物資が不足する場合に対応するため、また市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

### 2 方策

食料の供給の円滑な実施のため、以下の方策を実施する。



### 3 給食用施設・資機材の整備

避難施設となった施設には給食用施設・資機材を即時、配備する体制を整える。

今後の建設予定の市関係施設については、防災資機材等の保管場所の確保について、配慮するものとする。

### 4 食料の備蓄と目標

食料の備蓄目標は、80,000食とする。

(※根拠：避難者数想定 13,313人×3食×2日÷80,000食)

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給する。このため、市は非常食の備蓄・調達先の確保に努める。なお、備蓄品の選定にあたっては、お粥、乳児用粉ミルクなど高齢者・乳児等の要配慮者に配慮した品目も考慮する。

また、家庭においても、最低3日分（推奨1週間分）の食料を備蓄するよう住民に広報する。

なお、消費期限が到達する備蓄品については、地区の防災訓練や学校の避難訓練等で配布するなど、備蓄意識の向上に活用する。

【食料の備蓄目標の算定】・・・資料編「11-1」

【備蓄状況】・・・資料編「11-17」

### 5 災害時民間等協力体制の整備

#### (1) 民間協力体制の整備

非常食の現物備蓄を補完するため、民間との協力協定を締結し、流通による優先調達、在庫の優先供給を受ける等の流通備蓄の体制を整備する。

また避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。

なお、被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、市は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定め、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山地域センター、一般社団法人富山県トラック協会、富山県倉庫協会に連絡しておくものとする。

① 主食（米、パン、うどん等）

製パン会社、弁当仕出し業者、そば・うどん業者・米穀小売商組合との協定をすすめる。

② 粉ミルク薬局等取り扱い業者との協定をすすめる。

③ 生鮮食料品各業者と協定をすすめる。

(2) 広域圏での分散備蓄の推進

高岡地区広域圏及び砺波地区広域圏の各市と協議し、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を推進し、災害時において、相互に融通するなどの連携を図るものとする。

(3) 地域団体・ボランティアとの協力体制の整備

食料調達や炊飯活動の円滑な実施に向けて、日赤奉仕団、社会福祉協議会等の地域団体やボランティアとの協力体制を整えておく。

① 個人からの食料・副食品の提供

② 炊飯の実施

③ 食料等の配給

## 6 他の計画との関連

食料備蓄に際しては、衣服等生活必需品等の備蓄計画と調整し、備蓄倉庫の共同使用等により、効果的な備蓄をすすめるものとする。

## 第15節 給水体制の整備

担当課	上下水道課、総務課
-----	-----------

### 1 目的

災害時における被災者等への飲料水の供給は、災害救助法の適用の有無にかかわらず市が行うことになる。

震災時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないと予想されるため、平常時から、水道施設及び災害時の応急給水体制について整備しておくものとする。

### 2 目標

飲料水の備蓄目標は、80,000 ㎥とする。

【飲料水の備蓄目標の算定】・・・資料編「11-2」

【備蓄状況】・・・資料編「11-17」

なお、全市民に対し、3日間分の飲料水・生活用水を確保する必要がある場合は、次のとおりの量が必要と試算される。

(1) 飲料水

1人1日3L、給水人口28,000人

$$3\text{ L} \times 28,000\text{ 人} \times 3\text{ 日} = 252\text{ m}^3$$

(2) 生活用水（飲料水を含む）

1人1日20L 給水人口28,000人

$$20\text{ L} \times 28,000\text{ 人} \times 3\text{ 日} = 1,680\text{ m}^3$$

### 3 方策

- |    |   |
|----|---|
| 方策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の整備</li> <li>・効果的な給水方法の研究</li> <li>・飲料水兼用耐震性貯水槽の整備</li> <li>・水道施設の応急復旧体制の整備</li> <li>・応急給水用具等の整備</li> <li>・震災対策用井戸の確保</li> <li>・貯水・給水意識の向上</li> <li>・飲料水の個人備蓄</li> <li>・災害時協力体制の整備</li> </ul> |
|----|---|

### 4 水道施設の整備

送配水施設については、増設を検討し、また耐震診断を行い、必要な補強工事を行うものとする。水道管についても、耐用年数経過後の取替えの際には、耐震管を導入するものとする。

【水道施設の整備状況】・・・資料編「11-11」

### 5 効率的な給水方法の研究

水は市民生活に一時も欠かすことができない。災害後の早い段階から水需要に適切に対応するためには、給水車による運搬給水方式とともに、より効率的な仮設給水栓方式等について研究をすすめる。

## 6 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

飲料水兼用の耐震性貯水槽を整備する。

## 7 水道施設の応急復旧体制の整備

取水、導水、送水、給配水施設を速やかに復旧して、飲料水・生活水の確保を図るために、早期に業者等との間において災害時における復旧作業の協定を締結し、迅速な応急復旧に万全を期す。また、予め、重要度を考慮した応急復旧順序等を定めておくものとする。

## 8 応急給水用具等の整備

給水車、トラック、給水タンク、運搬車、給配水連絡管等及び給水容器類及び消毒用薬品を準備しておく。また、容器の借上及び輸送等について予め関係機関と協定を締結し、飲料水の確保に万全を期す。

【応急給水用具の整備状況】・・・資料編「11-12」

## 9 震災対策用井戸（防災井戸）の確保

生活水の確保のため、防災井戸として利用できる消雪用井戸、飲用井戸等の調査をすすめるとともに、手動式吸上げポンプの確保等に努める。

【消雪組合一覧表】・・・資料編「11-13」

## 10 貯水・給水意識の向上

市民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水施設の状況と対応策に関する啓発・研修をすすめ、災害時給水の意識と知識を高める。

## 11 飲料水の個人備蓄

市民に対し、飲料水として、1人1日3Lを目安に、缶入りやペットボトルのミネラルウォーターを最低3日分（推奨1週間分）備蓄するよう、啓発をすすめる。

## 12 災害時協力体制の整備

他の自治体及び民間関係団体等と相互協定等を締結し、広域的な給水支援体制の確立をすすめる。

## 第16節 被服等生活必需物資供給体制の整備

担当課	総務課、社会福祉課
-----	-----------

### 1 目的

災害により生活上必要な被服や寝具その他日用品等をそう失又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する被服等生活必需物資の支給又は貸与は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、市が行うことになる。

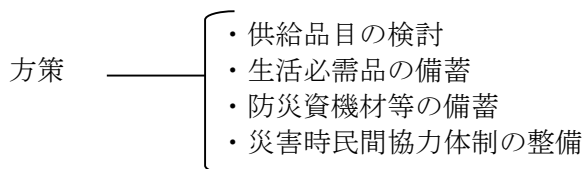
災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時からの備蓄を行なうとともに、業者との調達協定を締結する等の方法により、円滑に確保できる体制を整備しておくものとする。

なお、供給対象者、供給物資等については、応急対策計画「緊急生活物資の供給」を参照。

※ 救助法適用の場合は、県知事から市長に委任されている。

### 2 方策

被服等生活必需物資の円滑な供給のため、以下の方策を実施する。



### 3 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

従って、過去の災害事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

### 4 生活必需品の備蓄

事前に必要量を備蓄しておき、なお不足するときは速やかに業者から調達することに努める。また、状況により県等に応援を要請するものとする。

(1) 計画目標

避難想定人口 13,313 人に対し、次のとおりとする。

ア 毛布

被災想定人口 13,313 人分の毛布を手当てすることを総目標とするが、当面の備蓄目標は、0～12 才・65 才以上の被災想定者数分（全人口の約 48%）の枚数 6,390 枚とする。

イ 簡易トイレ

被災想定人口 13,313 人、一人あたり 1 日トイレ回数 5 回

13,313 人 × 5 回 × 3 日 = 200,000 回分

200,000 回分のうち、半分は市民備蓄とし、市の備蓄目標は 100,000 回分とする。

ウ その他の生活必需品等

避難所等で一時的に生活するために必要な日用品、衣料品、照明、燃料類、工具類などの生活必需品等についても備蓄を進めるとともに、民間業者等との協定等による調達を図るものとする。

【被服等生活必需品の確保目標】・・・資料編「11-3」

## (2) 事業計画

備蓄倉庫を確保し、毛布その他の生活必需品の備蓄をすすめる。

**5 防災資機材等の備蓄**

市は、地震による被害想定を踏まえ、簡易トイレや救助用資機材等の備蓄に努める。

**6 災害時民間協力体制の整備**

## (1) 計画目標

災害時必要物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。それ以外の物については、あらかじめ関係団体（企業）との間と協定を締結し、在庫の優先的供給を受けて調達する。

なお、以下の体制について関係機関（自主防災会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等）との協力体制を整え、毎年、文書や訓練により、各団体と役割を確認しておくものとする。

- ア 生活必需品の調達先
- イ 調達担当（体制）
- ウ 配給体制

## (2) 事業計画

避難想定人口 13,313 人分の生活必需品等の調達について、民間と協力協定を締結する。

- ア 日用品等の生活必需品
  - 市内の大規模小売店との協定をすすめる。
- イ 燃料類
  - ガソリンスタンド・LPガス販売事業者との協定をすすめる。

【協定締結】（一社）富山県エルピーガス協会 平成 20 年 2 月 28 日締結

**7 他の計画との関連**

備蓄に際しては、食料等の備蓄計画との調整を図り、備蓄倉庫等の共同使用等により、効率的にすすめるものとする。

## 第17節 医療救護体制の整備

担当課	健康福祉課、総務課
-----	-----------

### 1 目的

地震発生時には、家屋倒壊による重傷者など多数の傷病者の発生が予想される。人命にかかわることであるから、災害時に迅速かつ適切に医療救護を行える体制を平常時から整備しておく必要がある。

### 2 方策

方策	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班の整備</li> <li>・救護所の整備</li> <li>・後方医療体制の整備</li> <li>・医薬品等の確保</li> <li>・関係機関との協力関係の構築</li> <li>・医療機関の耐震化</li> </ul>
----	---	---

### 3 医療救護班の整備

被災者に対する医療及び助産は、医師・看護師等による医療救護班を編成して行う。医療救護班は、状況に応じ、救護所での医療又は避難所巡回による医療を行う。医療救護班の編成・活動等を円滑に行うため、平常時から医療救護班の編成方法等について、小矢部市医師会、北陸中央病院と協議し、定めておくものとする。

【医療救護班の編成方法等】・・・資料編「6-21」

### 4 救護所の整備

多数の負傷者が発生し、移送が困難な場合は、現地における医療拠点として、救護所を開設する。救護所の開設を円滑に行うため、平常時から救護所の整備・設置方法等について定めておくものとする。

【医療救護所開設候補場所】・・・資料編「6-22」

### 5 後方医療体制の整備

救護所で対応困難な重症者等については、後方医療施設へ搬送し治療を行うことが必要であり、後方医療施設を予め定めておく。また、医療情報の提供方法等や負傷者搬送搬送体制についても併せて定めておくものとする。

【後方医療施設】・・・資料編「6-23」

### 6 医薬品等の確保

災害時の初動救護活動に必要な救急医薬品の備蓄をすすめる。また、医療に必要な医薬品については、県及び小矢部市医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体や北陸中央病院と連携して、迅速な確保に努める。

【救急医薬品の備蓄計画】・・・資料編「11-4」

### 7 関係機関との協力関係の構築

患者の発生状況によっては、県をはじめ日本赤十字富山県支部・小矢部市医師会の関係機関・団体

に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を予め構築しておく。また、迅速な医療救護ができるよう日頃より砺波厚生センターやその他関係機関から、医療情報を収集しておく。

北陸中央病院は、第2次救急医療施設として小矢部市医師会との相互連携を図り中心的な役割を果たすような体制づくりを整備する。

小矢部市医師会は、災害発生時における医師会医療救護班の出動要請に対応し得るよう、各地区、各医師に対する緊急連絡網を調整するなど、迅速確実な通信体制を確立する。

## 8 医療機関の耐震化

民間医療機関に対して、施設の耐震化を指導するとともに、医療設備の固定等の対策を指導し、地震後直ちに医療が開始できる体制の整備を図る。

## 第18節 防疫・保健衛生体制の整備

担当課	生活環境課
-----	-------

### 1 目的

大規模な地震の発生時には、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想され、また、食中毒の発生も考えられる。

防疫活動については、県の指示、命令、指導に基づき市が行い、食品衛生監視活動は、県（砺波厚生センター・同小矢部支所）が行うことになっているが、災害時の防疫・保健衛生活動を円滑に進めるために平常時から防疫・保健衛生体制を整備しておくものとする。

### 2 方策

- |    |  |
|----|--|
| 方策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防疫チーム等の整備</li> <li>・ 防疫用薬剤及び器具の確保</li> <li>・ 食品衛生監視体制の整備</li> </ul> |
|----|--|

### 3 防疫チーム等の整備

災害の際の防疫活動は、被災状況に応じて、防疫チーム等を編成してこれを行う。

この編成を円滑に行うため、平常時から、防疫チーム等の編成方法等について定めておく。

また、緊急の防疫活動に対応できるよう、予め「担当職員緊急連絡名簿」を作成しておくものとする。

【防疫チームの編成】・・・資料編「9-1」

### 4 防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から計画的に確保しておく。

また、小矢部市薬剤師会等と災害時協力協定を締結し、防疫用薬剤等の円滑な確保を図るものとする。

### 5 食品衛生監視体制の整備

食品衛生監視活動は、県（砺波厚生センター小矢部支所）が行うことになるため、災害時の活動内容等について、予め、県（砺波厚生センター小矢部支所）と協議し、把握しておく。

## 第19節 廃棄物処理体制の整備

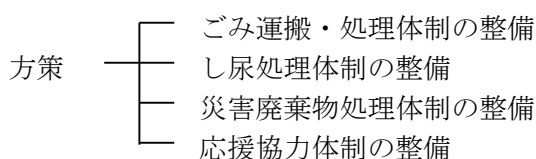
担当課	生活環境課
-----	-------

### 1 目的

東日本大震災（2011年3月）では、し尿処理対策とともに、大量に発生した災害廃棄物の処理が、大きな問題としてクローズアップされた。

従って、災害時に大量に発生するごみ、し尿及び災害廃棄物の処理体制について平常時から整備しておく必要がある。

### 2 方策



### 3 ごみ運搬・処理体制の整備

#### (1) ごみ運搬体制の整備

大量に発生するごみの運搬方法等について、予め定めておく。

#### (2) ごみ処理体制の確保

震災後に逐一現場で発生するごみの処理体制を確保するため、焼却炉の借り上げ等について、予め、関係業者と協力協定を締結しておく。

### 4 し尿処理体制の整備

#### (1) 災害用仮設トイレの整備

災害時の仮設トイレの借り上げについて、予め、関係業者と協力協定を締結しておく。

#### (2) 携帯トイレの備蓄

携帯トイレについて、計画的に備蓄を行う。

#### (3) 収集運搬・処理方法の検討

し尿の収集運搬体制・処理方法等について、予め定めておく。

#### (4) し尿処理施設等の耐震化整備

し尿処理施設、下水処理施設、下水道管路の耐震性を診断し、必要な補強工事等を計画的に実施する。

#### (5) マンホールトイレの調査検討

避難所におけるマンホールトイレの整備可能性を調査検討する。

### 5 災害廃棄物処理体制の整備

震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の

被災も予想されることから、発生量や運搬経路・処理方法について予め定めておくとともに、地域の環境等を考慮し、適正な位置にごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等を予め確保しておくものとする。

市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

## 6 応援協力体制の整備

東日本大震災（2011年3月）では、自県内での処理能力を大幅に超える大量の災害廃棄物が発生し復旧復興の大きな障害となった。こうしたことから、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保等について、県内、県外の市町村及び関係団体等と協定を結ぶなど広域応援協力体制の整備を図る。

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

さらに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

## 第20節 災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備

担当課

総務課、社会福祉課

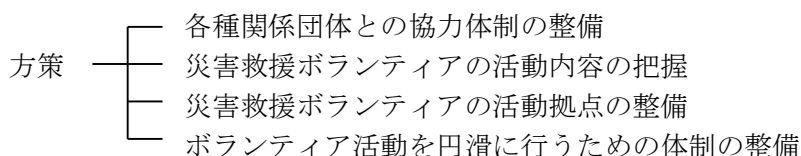
### 1 目的

災害応急対策を迅速的確に実施するためには、多くの人員の確保が必要となる。とりわけ、行政や県民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

過去の阪神淡路大震災（1995年1月）や能登半島地震（2007年3月）、東日本大震災（2011年3月）では、多くの災害救援ボランティアが全国から参集し、様々な支援活動にあたり被災住民を元気づけた。

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、市は県とともに、富山県民ボランティア総合支援センターや小矢部市ボランティアセンターをはじめとするボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。

### 2 方策



### 3 各種関係団体との協力体制の整備

災害応急対策計画に示された各種関係団体等と関係部課との間で、平常時から連携を密にしておくとともに、協力体制等を整備しておく。

特に、災害救援ボランティアの受入れについては、市社会福祉協議会を中心とした体制づくりが重要であり、事前の協議をすすめておくものとする。

### 4 災害救援ボランティアの活動内容

大きく分けて次の2つの活動がある。

#### (1) 専門的なボランティア活動

行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動

##### 【主な活動例】

- ① 消防、救助
- ② 医療救護
- ③ 通信の確保
- ④ 行方不明者の捜索
- ⑤ 特殊車両等の運転

#### (2) 一般的ボランティア活動

被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動

##### 【主な活動例】

- ① 高齢者、障害者等の介助、誘導

- ② 手話、外国語の通訳
- ③ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- ④ 炊き出し、水くみ
- ⑤ 家財の搬出、家屋の片づけ、災害廃棄物の処理

## 5 災害救援ボランティアの活動拠点の整備

「小矢部市総合保健福祉センター」を災害救援ボランティアの救援活動拠点とする。（小矢部市総合保健福祉センター自体が甚大な被害を受けた場合は、小矢部市防災センター）

市社会福祉協議会が設置している「小矢部市ボランティアセンター」が中心となって地元をはじめ全国から集まってきたボランティアに対する活動指示を行うとともに、ボランティア活動に関する問い合わせの窓口となることを位置づけ、そのための体制を事前に整えておくものとする。

災害対策本部が、「小矢部市ボランティアセンター」と連携して災害応急活動を実施できるよう、救援活動等の情報交換方法等について、予め定めておくものとする。

## 6 ボランティア活動を円滑に行うための体制の整備

### (1) 平常時からの体制づくり

#### ア 災害救援ボランティアの理解促進

ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

#### イ 災害救援ボランティアの養成・登録

ボランティア関係機関・団体等と相互連携を図り、災害時に適切に活動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練の実施に努める。

また、すでに災害救援ボランティアとして登録している個人・団体に協力を仰ぐとともに、広報等を通じて広く市民に災害救援ボランティアとしての登録を呼びかける。

#### ウ 災害救援ボランティアコーディネーター・災害救援ボランティアリーダーの育成

災害時のボランティア活動が円滑に実施されるためには、災害状況の変化に対応したコーディネーター及びリーダーによる適時・的確な活動計画策定と統一的な活動指示が不可欠である。平常時から、講習会等を開催し、その養成に努めるものとする。

#### エ 災害救援ボランティア活動マニュアルの作成と活用

災害時のボランティア活動を円滑に実施するためのマニュアルを作成する。

マニュアルには、災害救護ボランティアが活動しやすいよう、ボランティアセンターを中心とした指揮系統図や体制、具体的救援活動の内容、保険、ボランティアの移送手段の確保方法、宿泊場所及び食事の確保方法等を記載する。

また、このマニュアルは、日ごろから災害救援ボランティア等に対する講習会、防災訓練などに活用する。

#### オ 防災訓練への参加

市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

### (2) 災害時のボランティア活動

#### ア 活動体制

災害救援ボランティアの活動が的確に実施されるよう、予め次のとおりボランティアの班編成を定めておく。

#### 【班編成】

総務班・食料班・物資班・救援班・医療班・福祉班

#### イ ボランティア保険の加入

災害救護ボランティア活動中の事故等に備え、ボランティアセンターに登録した個人に対し、ボランティア活動保険※の加入を促進する。

また、災害時に市外から参加した災害救援ボランティアに対しても保険対応が可能となるよう手続きを確認しておく。

※ ボランティア活動保険

社会福祉法人全国社会福祉協議会を契約者とする保険で、傷害事故、賠償事故を補償内容とする保険

ウ ボランティア活動に要する経費

災害救援ボランティアの活動に要する経費に対しては、民間からの募金協力や小矢部市社会福祉協議会の小矢部市ボランティア基金の活用を図るなどにより、可能な限りその支援を行う。

また、国・県をはじめ日本赤十字社等の助成制度について、事前に確認しておくものとする。

【災害救援ボランティア活動推進体制】・・・資料編「10-2」

【災害救援ボランティアコーディネーターの状況】・・・資料編「10-3」

## 第21節 自主防災体制の整備

担当課

総務課、生活環境課

### 1 目的

被害の防止又は軽減を図るため「自らの命は自らが守る」をスローガンに、市民自ら、出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主的な防災組織を地域ごとに設置する。

また、各事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めるものとする。

市は地域住民及び事業所による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

### 2 自主防災組織の活動

各地区の地区防災会は、地域の実情に応じた防災計画を策定し、平常時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。

#### (1) 平常時の活動

- ア 情報の収集
- イ 伝達体制の確立
- ウ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ 救助、救護及び避難誘導體制の確立
- キ 高齢者、障害者、乳幼児など要配慮者の把握（プライバシーに対する配慮が必要）

#### (2) 災害発生時の活動

- ア 住民に対する避難指示等の伝達
- イ 要配慮者の避難支援・集団避難・個別避難の実施
- ウ 初期消火の実施
- エ 地域内の被害状況・安否情報等の情報の収集
- オ 救出、救護の実施及び協力
- カ 非常炊き出し及び救助物資の配分に対する協力
- キ 避難所での生活支援

### 3 方策

- 方策
- ┌ 地域の自主防災組織の育成
  - ├ 事業所の自主防災体制の強化
  - └ 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

### 4 地域の自主防災組織の育成

#### (1) 現況

本市の地区防災会については、平成9年までに18地区全てに設置済みである。また、私設消防隊や自衛消防隊等が設置されている地区や事業所がある。

【自主防災組織一覧表】・・・資料編「10-1」

【私設消防隊一覧表】・・・資料編「6-6」

【事業所の自衛消防隊等の設置及び保有装備一覧表】・・・資料編「6-7」

## (2) 事業計画

### ア 広報・助言

小矢部市は市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、市民が防災組織を運営するために必要な資料等を提供する。

このため、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布に努める。

また、活動について自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言、あるいは援助等を行うことにより、自主防災組織の活性化に努める。

### イ 自主防災組織づくりの推進

自主防災組織は、市内18地区すべてに設置されており、引き続き、その活動強化に努める。

また、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、市内全域に概ね自治会単位ごとの組織づくりを積極的に進める。

### ウ 組織活動の促進

市は防災関係機関等との連携を図り、自主防災組織が自主的に行う訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

また、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

### エ 自主防災組織への助成

自主防災活動に必要な防災倉庫および防災用資機材の整備を促進するため、市は、自主防災組織に対し、必要な助成を行う。

### オ 小矢部市自主防災組織連絡協議会の育成・支援

自主防災組織相互間の協力体制の確立を図るため、市は、小矢部市自主防災組織連絡協議会の育成・支援に努める。

### カ 地区防災計画策定の促進

各地区の実情に応じた地区防災計画を各地区防災会が策定できるよう、支援を行うものとする。

## 5 事業所の自主防災体制の強化

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

市は、こうした取組みに対し、各種情報提供や取組みの積極的評価、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行なうものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。

### (1) 防火防災管理の強化

多数の人が利用する事業所に対し、「防火管理者」を選任し、「消防計画」の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備などを行うよう指導し、出火防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、複数の用途が存在し管理権限が分かれている、いわゆる雑居ビル等については、発災時に当該ビルを管理する事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制がとれるよう指導する。

さらに、多数の人が利用する大規模・高層の事業所については、「防災管理者」を選任し、各種災害や特殊な災害に対応した防災体制がとれるよう指導する。

### (2) 自衛消防隊の設置

一定規模以上の事業所について、消防資機材を装備した「自衛消防組織」の設置及び隊員講習訓

練等の指導を行い、活動能力の向上を図る。

【自衛消防組織及び防災管理者を選任すべき事業所の規模】・・・資料編「6－9」

(3) 地域との連携

各事業所は、地域の自主防災組織、社会福祉施設等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

また、市は消防団協力事業所認定制度の活用等により、消防団活動に協力している事業所を社会的に評価し、事業所等との連携・協力体制の一層の強化とともに、地域における消防・防災体制の充実強化を図る。

(4) 避難体制の強化

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

## 6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

## 第22節 要配慮者の安全確保と体制の整備

担当課	社会福祉課、企画政策課、健康福祉課、こども家庭課、総務課
-----	------------------------------

### 1 目的

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる要配慮者を地震災害から守るため、安全の確保対策を講ずる。

### 2 方策

- 方策
- 在宅の要配慮者対策
  - 社会福祉施設等における要配慮者対策
  - 外国人、旅行者等の安全確保対策
  - 帰宅困難者対策

### 3 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者の支援

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市は防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定及び避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。

作成した名簿情報は、避難支援等に携わる関係者として定めた機関等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者の把握

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者という（災害対策基本法第49条）。

市は、避難行動要支援者に対して、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、管理する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下のとおりとする。

＜区分＞	範囲 (下記に該当し、かつ自ら避難することが困難なため支援を要する者)
要介護認定者	要介護認定区分3～5に該当する者
身体障害者	身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種に該当する者
知的障害者	療育手帳Aに該当する者
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1・2級の単身世帯者
難病患者	障害福祉サービスを受けている者
その他	上記に掲げる者以外で支援を希望する者

ウ 避難支援等関係者

災害時において避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者は以下のとおりとする。

- (ア) 自主防災組織（地区防災会、自治会）
- (イ) 社会福祉協議会

- (ウ) 民生委員児童委員
- (エ) 警察署
- (オ) 消防署、消防団
- (カ) その他避難支援等の実施に携わる関係者
- エ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報  
避難行動要支援者名簿に記載する内容は以下のとおりとする。
  - (ア) 氏名
  - (イ) 性別
  - (ウ) 生年月日
  - (エ) 住所又は居所
  - (オ) 電話番号その他の連絡先
  - (カ) その他避難支援等の実施に際し、必要と認める事項

オ 避難行動要支援者名簿の提供

市は、上記ウで定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿の情報を提供する。

カ 避難行動要支援者名簿の更新

市は、常に変化しうる避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、住民基本台帳、新たに避難行動要支援者に該当する者の情報並びに避難行動要支援者本人、その家族及び避難支援等関係者から寄せられた情報をもとに定期的に更新を行う。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

キ 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために講ずる措置

(ア) 市が講ずる措置

- ・避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを避難支援等関係者に対し十分に説明し、徹底する。

(イ) 避難支援等関係者が講ずる措置

- ・避難行動要支援者名簿の提供を受けた団体内部で名簿を取扱う者を限定する。
- ・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿を保管するなど、管理を徹底する。
- ・受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しない。

【避難行動要支援者名簿】・・・様式集「様式25」

ク 個別避難計画の策定

(ア) 個別避難計画の策定

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者一人ひとりに応じた個別避難計画を作成する。

個別避難計画の策定に当たっては、避難支援等関係者が、避難行動要支援者と具体的に話し合いながら、発災時に避難支援を行う者（以下「地域避難支援者」という。）、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路等について定めるものとする。

なお、一人の避難行動要支援者に複数の地域避難支援者を定める。

(イ) 個別避難計画の管理

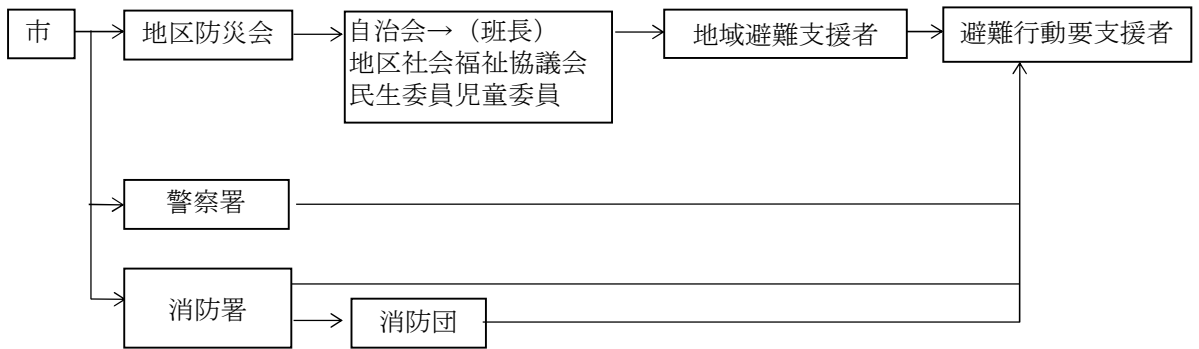
市、避難支援等関係者及び地域避難支援者は、上記キ「名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために講ずる措置」に準拠し、個別避難計画の情報漏洩が生じないように、その管理を徹底する。

ケ 多様な情報伝達手段の確保

市は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者など様々な障害をもつ避難行動要支援者に対し、災害及び避難等の情報を的確に伝達できるよう個々の障害に合わせた情報伝達手段を確保する。

(ア) 伝達ルート

原則として、次のルートにより伝達する。



(イ) 手段

固定電話又は携帯電話、携帯電話メール、防災行政無線、広報車による広報等を併せて実施する。

コ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるよう、地域住民全体で話し合い、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。

サ 自主防災組織の連携・協力体制の整備

(ア) 自主防災組織は、市から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署等との連携により、個人情報保護に配慮しつつ、日頃から避難行動要支援者の実態を把握する。

(イ) 自主防災組織は、自主防災組織連絡協議会を通じて、相互の連携・協力体制の強化に努める。

(ウ) 自主防災組織は、市と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地区防災訓練を実施する。

(2) 要配慮者の支援

ア 社会福祉施設への緊急入所

市は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

イ 在宅の要配慮者対策

市は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。

4 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の入所・通所者の多くは、災害発生時に自力で避難できない。

このため、平常時から、避難支援の方法や体制などを定め、安全確保を図るものとする。

(1) 防災計画の策定

各社会福祉施設の管理者は、災害発生時に遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を、予め策定する。

(2) 防災訓練の実施

策定した防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう、各社会福祉施設の管理者は、定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう、各社会福祉施設の管理者は、備品などの落下・転倒防止措置を講じるとともに、施設や付属危険物を常時点検し、施設の安全性の維持強化に努める。特に火気については、日々、安全点検を行う。

また、新耐震基準施行以前に建築された社会福祉施設等のうち、耐震調査の結果、必要と認められたものについては、改修を促進する。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所（通所）者が、実際に避難するにあたっては施設職員だけでは足りない場合が多いため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られるよう、地域団体との協定を締結するなど、事前に体制作りをしておくものとする。

(5) 緊急連絡先の整備

各福祉施設の管理者は、入所（通所）者の保護者・家族に対し、災害発生時の緊急連絡先の整備を行う。

(6) 災害用備蓄の推進

各社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、入所者のため非常用食料等の確保に努める。

(7) 他施設との緊急受け入れ体制の確立

各福祉施設の管理者は、施設の被災や職員の負傷等により入所者の受け入れが困難となった事態に備え、予め次の方策等を講じ、他の施設での緊急受け入れが可能となる体制づくりに努める。

ア 近隣の施設と相互協力関係を確認しておく。

イ 保健医療福祉圏域内で施設間の相互協力のネットワークを形成しておく。

(8) 福祉避難所としての機能の発揮

福祉避難所として、市と協定を締結した福祉施設の管理者は、その機能発揮に努めるものとする。

## 5 外国人、旅行者等の安全確保対策

外国人、旅行者等は、言葉の理解、地理の把握等に困難が伴いやすく、要配慮者として捉える必要がある。これらの人々に対しては、次のような環境整備をすすめるものとする。

- (1) 外国語併記の誘導標識・指定緊急避難場所及び指定避難所の案内板等の整備
- (2) 外国語表記による指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表のホームページ公開
- (3) 市内における外国人の居住状況の把握
- (4) 外国人向け防災パンフ等の作成・配布
- (5) 地域・事業所が行う防災訓練等への参加促進
- (6) 地域住民による避難支援体制づくり
- (7) 外国語通訳ボランティアの登録推進
- (8) 宿泊施設・観光業者との連絡体制の整備
- (9) 外国語（多言語）による情報発信体制の整備

## 6 帰宅困難者対策

公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

また、徒歩帰宅者を支援するため、駅や商業施設等における徒歩帰宅支援ステーションの設置等について、関係機関との連携を図る。

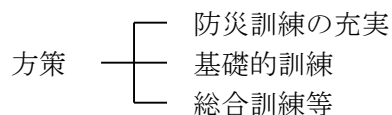
## 第23節 防災訓練

担当課	全課
-----	----

### 1 目的

防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の向上、技術の習得、さらには防災計画（特に、応急対策計画）の実効性の検証を行うため、防災訓練を実施する。

### 2 方策



### 3 防災訓練の充実

#### （1）実践的な訓練計画

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

#### （2）訓練結果の反映

防災訓練終了後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

#### （3）防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 4 基礎的訓練

#### （1）災害対策本部設置・運営訓練

発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

#### （2）応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼に、関係課において、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）、協定内容等の確認を行う。

#### （3）職員参集訓練

職員の本部、各地区等の非常配備体制を確保し、各防災機関、市民との連携を図るため、職員の

参集訓練を実施する。

参集にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

#### (4) 無線通信訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が不通又は利用困難な状況に陥ることが想定され、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。

また、大規模地震の場合、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶も予想される。

防災無線による通信の要領、機器の操作習熟に努めるとともに、市民、関係機関の連結伝達訓練ならびに通信設備の応急復旧等に関する訓練を実施する。

##### ア 実施方法

(ア) 災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練

(イ) 被害の規模により固定系無線の避難指示等伝達訓練

(ウ) 通信設備の応急復旧等についての訓練

##### イ 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

## 5 総合訓練等

### (1) 総合防災訓練

市は、防災関係機関の協力を得て、震災訓練を実施するよう努める。実施時期や時間帯は、様々な想定を踏まえて、より実践的な訓練となるよう柔軟に設定するものとする。

#### ア 実施主体 小矢部市

#### イ 訓練内容

通信連絡、避難誘導、災害警備、救護、消火・救出訓練（消防、警察、自衛隊、DMAT等との連携した応急活動訓練等、県消防防災ヘリコプター利用を含む）、緊急地震速報対応訓練、物資等の輸送、給水、非常炊き出し訓練、避難所の開設・運営

#### ウ 訓練参加機関

小矢部市、砺波地域消防組合(小矢部消防署)、小矢部市消防団、富山県、富山県警察本部、自衛隊、日本赤十字社富山県支部、自主防災組織、ボランティアセンター、地元関係団体、砺波厚生センター、市民他

#### エ その他

震災訓練の特殊性を考慮し、防災関係機関は特に情報の収集と伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

### (2) 地域防災訓練

自主防災組織、自治会等を単位とする訓練または複数の地区・組織の連合による訓練を警察署、消防署、消防団、防災士等の協力のもとに実施する。

#### ア 実施主体 地区自主防災組織、自治会

#### イ 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練（炊き出し訓練を含む）、救出訓練（県消防防災ヘリコプター利用を含む）、避難所の開設・運営

### (3) 社会福祉施設等の避難訓練

病院、社会福祉施設、各公共施設、各事業所等において、避難訓練計画を策定し、定期又は随時、実践的な避難訓練を実施する。

### (4) 小、中学校等の防災訓練

教育委員会指導のもとに、次の目的をもって定期的に訓練を行う。

#### ア 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る

動作と方法を身につけさせる。

イ 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。

ウ 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

(5) 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう努める。

## 第24節 防災教育・研修

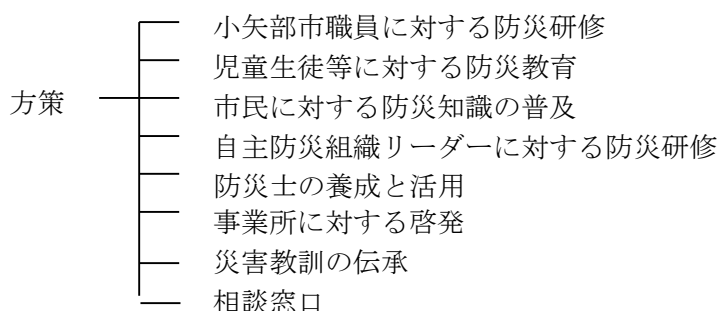
担当課	全課
-----	----

### 1 目的

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民をはじめ各防災関係機関等が地震に関する知識と各自の防災対応について日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため市をはじめ各防災関係機関は市民の防災意識の向上を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

### 2 方策



### 3 小矢部市職員に対する防災研修

災害の発生時には、職員個々の正確な状況判断が要求される。

小矢部市職員が自発的に、責任をもって行動しうるよう、以下の防災教育・研修を行う。

なお、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

#### (1) 職員研修における防災研修の実施

職員研修計画の中に防災研修を位置づけ、計画的に研修を行う。

研修の実施にあたっては、主に次の項目を内容とする。

- ア 防災に関する基本知識
- イ 防災関係職員としての心構え
- ウ 本計画における各課・各職員の役割分担
- エ 防災行政無線の取扱方法
- オ ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- カ 業務継続計画（BCP）の作成に合わせて、その理解と運用
- キ 救急講習

#### (2) 職場研修

所属長は、防災担当業務について、定期的に職場研修を実施する。特殊な技術を要する場合は、実技研修も併せて実施する。

#### (3) その他の研修、講習会

適宜、下記の研修、講習会等を実施するとともに、県または防災関係機関が行う研修会、講習会等に職員を派遣する。

- ア 防災講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として招き、地震の原因、対策等の専門的知識の習得を図る。

イ 災害救助実務研修会

災害発生時における災害救助業務を円滑かつ的確に推進するため、関係職員に対し、災害救助法実務研修会を実施する。

ウ 課題別研修会

課題毎の研修会を実施する。

- 例 ・災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の研修
- ・地域防災計画の内容
- ・土木、建築その他地震対策に必要な技術

エ 検討会

防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

オ 見学、現地調査

防災機関施設、防災関係研究機関等の見学ならびに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

カ 印刷物による啓発

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成・配付し、職員の意識啓発を進める。

#### 4 児童生徒等に対する防災教育

次の方策により、学校教育における防災教育をすすめる。

(1) 教科指導

教科課程の中に災害の種類、原因実態ならびにその対策等防災関係の事項をとりあげ習得を図る。

実施にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、平成23年度に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。

また、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

(2) 防災教育・避難訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施することを通じて、学校（学校内、登下校路）、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動について習得を図る。

(3) 課外活動における教育

防災関係機関、防災施設ならびに防災関係の催し等の見学を行う。

(4) 備蓄食料の有効活用による啓発

消費期限前の備蓄食料を避難訓練の機会を活用して児童生徒に配布し、備蓄をはじめとする災害への備えの大切さを啓発する。

#### 5 市民に対する防災知識の普及

市民に対し、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水・簡易トイレなどの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

(1) 普及の方法

ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

市民に対し、各種団体等（防災士など）が催す社会教育の場を活用して防災教育を進める。

① 講座

震災に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座を文

化スポーツ課のカリキュラムに編成する。

また、市政出前講座の活用推進を図る。

- ② 実習  
救助の方法、特に心肺蘇生法に対する知識と技術について体得を図る。
- ③ 話し合い学習  
生涯学習のカリキュラムに防災をテーマとして、講座、映画、テレビ・ラジオ・体験談等を素材とした話し合い学習を組み入れる。また、出前講座を実施する。
- ④ 見学  
防災関係機関、施設ならびに防災展等の見学を取り入れる。
- ⑤ 印刷物の作成・配布  
防災関係資料等を収集してパンフレット等を作成配布する。

#### イ 広報媒体による普及

多様な広報により、防災知識の普及に努める。

- ① 市ホームページの活用
- ② ケーブルテレビの活用
- ③ 広報おやべの活用
- ④ 防災に関するパンフレットの作成、配布
- ⑤ 市出前講座の活用
- ⑥ 報道機関の協力  
防災知識の普及啓発を図るために、報道機関に対して本市の災害対策についての計画や取り組み等を積極的に情報提供し、その報道について協力を依頼する。

【広報の重点事項】・・・資料編「5－7」

#### ウ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実地的な体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

#### エ 防災モデル事業等による防災意識の啓発

防災モデル事業などにおいて、災害図上訓練（D I G）、避難所運営ゲーム（HUG）などの訓練を実施することにより、知識の普及、意識の啓発を行う。

### （2）普及の内容

#### ア 各機関の防災体制

#### イ 地震に対する一般的知識

- ・地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震の違い）
- ・本県における主要活断層の位置
- ・地震規模（マグニチュード）
- ・震度分布
- ・地震の発生確率 等

#### ウ 過去の主な被害事例

#### エ 普段からの心がけ

（ア）住宅の点検（イ）屋内の整理点検（ウ）火災の防止（エ）応急救護（オ）最低3日分の非常食料・飲料水・簡易トイレの準備（カ）指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路の確認（キ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備（ク）家具・ブロック塀等の転倒防止対策（ケ）基本的な防災用資機材の操作方法の習熟（コ）避難方法（ペットに対する対応を含む。）の確認

#### オ 地震発生時の心得

（ア）場所別、状況別の心得（イ）出火防止及び初期消火（ウ）避難の心得（エ）家族間の連絡方法（N T T の伝言ダイヤル「171」、各携帯キャリアの災害用伝言板等）

## 6 自主防災組織リーダーに対する啓発

次の方策により、自主防災組織のリーダーへの啓発をすすめる。

- ア 自主防災組織のリーダー用のマニュアルを作成配布し、その活動を支援する。
- イ 防災関係機関（防災士など）の協力のもとに、講座、講習会および施設見学等を行い、自主防災組織のリーダー養成を推進する。
- ウ 自主防災アドバイザーの活用により、自主防災組織リーダーの資質向上を図る。

## 7 防災士の養成と活用

災害時に、地域の中でリーダー的に活躍していただくため、防災士の養成とスキルアップのための研修の実施などに努め、地区の防災力向上の支援を行う。特に、避難所運営などに女性の視点を生かすためにも、女性の防災士の養成に努める。また、市内防災士のネットワークづくりのため市防災士連絡協議会に対し支援を行うとともに、自主防災組織と防災士の連携が図られるよう、働きかけを行うものとする。

## 8 事業所に対する啓発

次の方策により、事業所への啓発をすすめる。

- ア 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習
- イ 防火の集い、研究会、講習会等の随時、実施

【広報の重点事項】・・・資料編「5－7」

## 9 災害教訓の伝承

国、県とともに市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

## 10 相談窓口

市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の災害対策の相談に応じる。